

デジタル社会の推進と人口減少への対応による 新たな地方創生の実現に関する提言

地方創生の推進を確実なものとするため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 人口減少への対応による新たな地方創生の実現

- (1) 「地方創生2.0」の起動に当たり、少子化対策を軸とした人口減少対策、東京一極集中の是正を明確にした我が国のグランドデザインと今後の地方創生の取組の方向性を示すこと。
- (2) 都市自治体が地方版総合戦略に基づき、国と地方の役割分担のもと、地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるように支援することに加え、誰もがチャレンジでき、若者・女性に選ばれる地方、誰もが安心して子どもを産み育てることができる地方、多様性のある地域分散型社会づくりに向け、これまでにないような大胆な政策を打ち出し、強力に推進すること。
- (3) 地方創生の推進に当たり、国は、少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通、情報通信等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策に重点的に取り組むこと。
- (4) 地方創生の取組は、一地域の努力で解決できるものではなく、広域的かつ長期的な対策が必要であることから、国・都道府県・市町村等の相互連携の強化に係る支援の充実を図ること。
- (5) 地方版総合戦略の実現や地方創生の推進に資する政策の立案などを円滑に進めるため、産業、経済、人口、社会インフラ等の分析に必要な情報提供の更なる充実を図ること。
また、専門的な分析ができるよう、都市自治体向けの職員研修の充実など、支援策を講じること。
- (6) 地方版総合戦略に基づく施策の実施等に当たっては、被災自治体や小規模自治体などの実情を十分に考慮し、地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ制度の拡充など、地方自治体に対する切れ目ない支援を図ること。

- (7) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住や地方との関わりを持つことの魅力などについて、効果的・戦略的な情報発信を進めること。

2. デジタル社会の推進による新たな地方創生の実現

- (1) デジタルトランスフォーメーションの推進は、人口減少が進む地方における農林水産業、教育、医療、交通などの様々な課題解決や地域の魅力向上に資するものであるため、地域における自由な発想と創意工夫を凝らした様々な取組に対し支援を継続すること。
- (2) 地域のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、人材還流促進など当面のデジタル人材確保策を強化するとともに、今後のデジタル社会を見据えて、地方においても、デジタル人材の育成・確保に資する教育の充実と産業の育成について積極的な取組を行うこと。

3. 地方への人の流れをつくる

- (1) 東京一極集中の是正に向け、大規模災害の発生や感染症の感染拡大がもたらすリスクも踏まえ、地方でのテレワークや「転職なき移住」を推進し、地方での仕事の創出や地方への仕事の移転、地方への移住・定住、二地域居住等を更に推し進め、分散型国土の具現化を図ること。
- また、政府関係機関の地方移転について、一部の機関や機能の移転にとどまることなく、国がより一層主体的に取り組み、地方への移転を促進すること。
- (2) 地方への人の流れをつくるため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、財政措置を拡充すること。
- また、移住支援金や起業支援金については、これまでの自治体の取組が継続できるよう引き続き支援をするとともに、更なる制度の拡充や要件の緩和を図ること等により、若者を中心としたU I Jターンの抜本的強化を図ること。さらに、将来的なU I Jターンにつながる「関係人口」の拡大に向けた取組を推進すること。
- (3) 地域おこし協力隊について、地域要件の緩和や応募者の裾野の拡大を図るとともに、隊員の任期終了後の定住・定着を一層推進すること。また、

- 都市自治体が負担する経費について、財政措置を拡充すること。
- (4) 地域経済の活性化等を図るため、女性・高齢者・外国人などの人材が地域で活躍できるよう、効果的な支援策を講じること。
 - (5) 多くの若年層が就職をきっかけとして東京圏に転入していることから、都市と地方の賃金格差を解消し、地方における所得の向上を図ること。
 - (6) 企業の地方移転を促進する税制措置の強化やサテライトオフィスの整備・運営に係る財政措置の拡充など、企業誘致に係る支援を充実すること。
 - (7) 地方創生に係る交付金のうち、サテライトオフィスの整備・利用促進等に対する支援事業について確保・充実を図ること。
 - (8) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、都市自治体による自主的かつ自立的な取組により地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出等を推進する制度であり、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金・人の流れを高める必要があることから、令和7年度以降も税額控除の特例措置を延長すること。

4. 新たな地方創生の実現に向けた財源の充実

人口減少問題への対応による新たな地方創生の実現に向けて、都市自治体が取組を自主的・主体的に実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を拡充するなど十分な地方財源を確保すること。

地方創生に係る交付金については、これまでにない新たな地方創生の取組を推進できるよう、その拡充を図ること。

なお、交付金の申請や採択に当たっては、各自治体の創意工夫を尊重し、都市自治体の意欲的な地方創生の取組に支障が生じることのないよう対応すること。

また、地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、地域のデジタル化の推進に必要な経費を適切に計上すること。

5. 地域経済活性化

- (1) 地域経済循環創造事業交付金について、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 地域運営組織が自主的に地域の課題解決のための様々な活動に取り組むことができるよう、十分な財政支援を行うとともに、法人制度のあり方に

についても検討すること。

6. 安心安全な暮らし

- (1) 孤独・孤立対策については、「孤独・孤立対策推進法」に基づく新たな重点計画が策定されたことから、計画に定められた基本的な方針の下、官・民・NPO等、多様な主体の総力を結集して、それぞれの地域において、その実情に応じた施策を展開できるよう、継続的な財政支援をはじめとして必要な支援を行うこと。
- (2) 複合的な課題を抱える方を必要な支援につなぐ仕組みを構築するため、保健・医療・介護・福祉・教育などの各分野を横断した多機関協働による包括的相談支援やアウトリーチ型支援の体制を整備できるよう、必要な支援を行うこと。
また、相談支援やコーディネートの能力のある社会福祉士や保健師、リンクワーカー等の専門職の養成・確保を図るため、十分な財政措置を講じること。
- (3) 孤独・孤立を含め、生きづらさや複合的な生活課題を抱える方への支援については、つながりや絆を大切にする伴走型で進める必要があり、ボランティアやNPO等の果たす役割が大きいため、そうした支援団体等の育成・確保、活動への財政支援の充実を図ること。

真の分権型社会の実現に向けた 都市自治の確立等に関する提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。特に、令和6年の提案募集における重点募集テーマである「デジタル化」については、住民サービスの向上や都市自治体の業務効率化につながり、地方分権改革を深化させるものであることから、都市自治体からの提案を積極的に実現すること。

また、都市自治体の計画策定等について、策定を義務付けず、「努力義務規定」や「できる規定」としていても財政支援等の要件としているなど、都市自治体としては計画を策定せざるを得ないケースも多く、都市自治体が進める主体的な取組を阻害していることから、令和5年3月に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを含め、地方の負担軽減に資する具体的な取組を進めること。

さらに、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、権限移譲や「従うべき基準」を含めた義務付け・枠付けの見直し等について、これまでの改革において実現に至らなかった内容を含め、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。
4. 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
また、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
5. 指定都市をはじめとする大都市等が自立的な都市運営を行えるよう、包括的な権限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。
6. 都市自治体による自主的で主体的なまちづくりが実現できるよう土地利用関係制度に係る事務を簡素化するなど運用改善を図るとともに、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関係制度に係る権限を都市自治体に移譲すること。
7. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。
また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。
8. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行い、すべての自治体が円滑に事業を開始できるよう、十分な準備期間を設けること。
また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

9. 地方自治法に基づく国の地方公共団体に対する補充的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすること。
10. 定住自立圏及び連携中枢都市圏の対象要件を緩和するとともに、財政措置を拡充すること。
11. 会計年度任用職員制度について、適正な勤務条件を確保するとともに必要となる手当や給与などの財源を引き続き確実に確保すること。
12. 複雑・多様化する行政課題に対応し、持続可能な行財政運営を行っていくため、専門性を有する人材の採用や役職定年制の運用等について、各地域の実情に応じ、より柔軟に行えるようにすること。
13. 合併特例債については、新市建設計画等の事業を円滑に執行することができるよう、合併市町村の実情に応じた支援を行うこと。
14. 財産区議会議員の選挙について、なり手の不足等、地域の課題が加速することのないよう取り組むこと。
15. 地方自治法施行令に定められている少額随意契約の上限額を引き上げるなど、契約制度について、都市自治体の実態に即した見直しを図ること。

地域のデジタル化に関する提言

デジタル社会を推進し、豊かで暮らしやすい地域を実現するため、国は、次の事項について適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. デジタル社会の実現に不可欠な基盤である5G・光ファイバ等のデジタルインフラの整備については、すべての国民が、あまねくデジタル化の恩恵を享受するため、全国への速やかな展開が極めて重要であることから、離島や中山間地域など条件不利地域において確実に整備するとともに、都市と地方の格差が生じないよう地域の実情を踏まえ、万全の措置を講じること。

また、情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤については、維持管理や更新に対する財政措置等を講じること。

2. デジタルデバイド対策について、デジタル活用に関する国民の理解を深めるため一層の周知を図るとともに、独自の取組を行う都市自治体への必要な支援を行うこと。

3. 地上デジタルテレビ放送移行により必要となった辺地共聴施設等については、維持管理や更新等に対して十分な財政措置を講じること。

4. 都市自治体におけるテレワークは、効率的な行政運営や働き方改革、災害発生時における機動的な対応等につながるものであることから、引き続き、その導入を支援すること。

安全対策の充実強化等に関する提言

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北朝鮮による問題の早期解決について、拉致被害者全員の一刻も早い帰国と、特定失踪者をはじめ行方不明となっている方々の問題が早期に全面解決するよう、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。

また、拉致問題への国民の関心が風化することのないよう、国民への積極的な啓発活動に取り組むこと。

2. 自衛隊は国土の防衛はもとより、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていることから、一層の機能増強等を図ること。

また、海上の安全及び治安の確保を担う海上保安庁においても、厳しさを増す我が国周辺海域の情勢等に対応するため、関係機関と連携し海上保安能力の強化を図ること。

3. 有事における危機管理体制について、地方公共団体及び関係機関が取るべき具体的対応を明確化すること。

4. 防衛施設周辺の生活環境の整備等について、地域の実情に応じ、補助対象を拡充する等、支援制度の充実を図ること。

また、重要土地等調査法による特別注視区域の住民等への丁寧な説明・周知を図ること。

5. 米軍機による低空飛行訓練等が行われないう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うとともに、騒音被害等が解消されるよう必要な措置を講じること。

また、騒音被害等が解消されるまでの間についても、騒音測定器の客観的数値による騒音の状況などを踏まえ、騒音や安全性に対する住民の不安を軽減するために必要な措置を速やかに講じること。

さらに、訓練空域の実態に応じ、騒音測定の調査の期間及び手法の見直しを行うこと。

6. 市民生活の安全・安心を確保するため、防犯灯や防犯カメラの設置、維持管理について財政支援措置の拡充を図ること。

また、特殊詐欺被害が増加している現状を踏まえ、被害を未然に防止するために必要な対策を講じること。

7. 犯罪被害者等に対する生活支援制度等を充実させ、等しく支援が行われるよう組織体制等の整備を図るとともに、犯罪被害者等給付金を早期に支給できるよう運用の改善を図ること。

また、都市自治体による施策に対しては財源措置を講じること。

8. 自転車と歩行者との事故・トラブル等の増加に対応するため、自転車利用者に対する道路交通法に基づく指導、取締りを強化すること。

9. 高齢者が運転する自動車の事故を防ぐため、ブレーキと誤ってアクセルを踏み込んだ際の急加速を防ぐ等の機能を持つ後付けの安全運転支援装置の設置に係る経費について、支援措置を講じること。

10. 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す総合的な自殺対策について、都市自治体が十分な施策を講じることができるよう、財源の確保や人材育成等の支援、関係機関間の連携を強化すること。

過疎対策等の推進に関する提言

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」のもと、過疎地域等の厳しい現状と人口減少・少子高齢化の更なる進行を踏まえ、時代に対応した実効性ある過疎対策等の推進により、過疎地域の振興・持続的発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、過疎市町村数が増加したこと等を踏まえ、引き続き辺地及び過疎対策事業が着実に実施できるよう大幅な増額を図ること。
2. 過疎地域等において、地域の実情に応じた各種施策が円滑に実施できるよう、財政負担の一層の軽減を図ること。

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 戸籍謄本及び住民票の写し等の不正請求について、一層の罰則強化等を行うなど、更なる防止策を講じること。

また、都市自治体が行う個人情報保護が必要となる事務についても、適切な運用が行えるよう、必要な措置を講じること。

2. 戸籍への氏名の振り仮名記載対応の実施に当たっては、仮の振り仮名の取得や通知、振り仮名の届出受付、戸籍への記載及び市長村長記録など多くの新たな事務が発生することから、都市自治体が円滑に対応を行えるよう、負担軽減を図るとともに、具体的な内容を早期に示すこと。

また、効率的・安定的な実施のためには、自治体における人員確保やコールセンター・専用窓口設置等の事務委託が必要なことから、システム改修経費や通知書に係る印刷費・郵送費だけでなく、当該事業に係る必要な経費について、国の責任において全額負担すること。

あわせて、円滑に事務を執行できるよう、補助金の交付決定時期を前倒しすること。

人権擁護の推進等に関する提言

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、あらゆる差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、差別等による人権侵害を把握し、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立し、制度の積極的な周知を図ること。
2. 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。
3. 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行を踏まえ、国民の理解増進に寄与するための基本的な計画・方針を早期に示すとともに、性的指向及びジェンダーアイデンティティ関連施策の推進を図ること。
4. 人権啓発活動地方委託事業の予算を拡充するとともに、部落差別やLGBTQ、インターネット上における人権侵害などに対応するため、様々な人権啓発活動の取組に必要な経費について地方財政措置を拡充すること。
5. インターネット上における人権侵害を防止するため、より実効性のある制度を確立すること。
また、事業者が行うマンション開発の候補地調査等においては、人権に配慮したものとなるよう適切な措置を講じること。
6. 人権擁護委員や保護司会活動の活性化に向け、研修の充実や予算の確保のほか、これら活動への理解が促進されるよう積極的な周知を図るなど、必要な措置を講じること。

また、高齢化による保護司の担い手不足解消のため、現代社会に適合した

制度の改善を図ること。

7. 男女共同参画社会の実現に向け、意識改革や理解の促進を図ること。

北方領土の早期返還、竹島に関する 啓発活動等の推進に関する提言

北方領土の早期返還及び竹島に関する啓発活動等の推進のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北方領土の早期返還について

- (1) 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
- (2) 啓発施設の充実など、北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還要求運動を次の世代に引き継いでいくため、青少年教育と後継者育成に努めること。
- (3) 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づく施策の予算化や事業の実施を推進すること。
- (4) 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問などの推進と、日本の法的立場を害さない形での北方四島における共同経済活動の実現に向けた協議を進めること。
- (5) 北方領土周辺海域における安全操業の円滑な実施について万全を期すこと。

2. 竹島に関する啓発活動等の推進について

竹島問題に関して毅然とした対応を取るとともに、竹島等の国境離島が果たしている役割などについて、国民への啓発活動を行うこと。

地籍調査及び統計調査等の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査等について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を安定的、計画的に実施するため、必要な財源の確保・拡充等を図ること。
2. 各種統計調査については、調査を円滑に実施するため、受託事務に支障が生じることのないよう、必要な財政措置を講じること。
また、現在行われている各種統計調査については、調査項目の精査やデジタル技術の活用などにより調査事務を省力化し、調査員の確保や活動環境の整備等を図るとともに、公表の仕方についても見直しを図ること。
さらに、各種統計調査の重要性を周知するための広報の充実に取り組むこと。
3. 所有者不明土地等の発生を防ぐため、所有権移転後早期に登記を促すための優遇措置等の施策を講じること。

選挙制度に関する提言

選挙制度について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 期日前投票における宣誓書の廃止やICTの活用等、有権者の利便性向上や選挙事務の効率化に向けた検討を行うこと。
2. 期日前投票所周辺の秩序・静穏を保つ観点から、期日前投票所周辺での選挙運動を制限する規定を設けるなど必要な検討を行うこと。
3. 時代に適した選挙公報のあり方について検討すること。
4. 市区長選挙におけるビラ頒布及び通常葉書の枚数について、都市自治体の規模に応じて個々に設定できる制度となるよう必要な検討を行うこと。
5. 個人が行う指定都市以外の市長への政治活動に関する寄附を寄附金控除の対象として認めること。

都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のための適切な措置を講じられたい。

1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

(1) 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

また、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

(2) 国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

(3) 地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

2. 地方法人課税の安定的な確保

法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっていることから、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

3. 固定資産税の安定的確保等

(1) 固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、令和5年度税制改正において創設された生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置については、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。

(2) 多岐にわたる非課税及び課税標準等の特例措置については、政策効果等

を十分検証し、税負担の公平性や固定資産税の充実確保を図る観点から、廃止・縮減も含めて見直すこと。

- (3) 商業地等に係る負担調整の据置措置等については、近年の地価の動向等社会経済情勢の変化を踏まえ、負担の公平化等を図る観点から見直すこと。
- (4) 家屋の附帯設備については、エレベーターなど、通常家屋と一体的に整備される附帯設備についても、償却資産として課税するよう附帯設備の所有者から求められることがあることから、家屋として取り扱うべき附帯設備の範囲を法律上明らかにすること。
- (5) 固定資産税における償却資産の税額については、原則、所有者の申告と地方自治体による調査によって賦課することとなっていることから、申告に誤りがある場合等において、多大な事務負担が生じることがあるため、課題を整理し事務負担の軽減を図ること。
- (6) 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を有するものであることから、固定資産税相当分を適正に算定すること。特に、建物、工作物等の算定に当たっては、耐用年数等一定期間経過後も固定資産税と同様の最低限度価格相当額を維持すること。
- (7) 基地交付金・調整交付金については、固定資産税等の代替的性格を有するものであることから、一般行政施策と同列視することなく、これまでの経緯を踏まえ予算額を増額確保するとともに、対象資産を拡充すること。

4. 軽自動車税等の確保

軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、CASE(コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化)に代表される自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえたうえで、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

5. ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用

税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

6. 森林環境税及び森林環境譲与税の周知等

森林環境税及び森林環境譲与税は、都市自治体にとって貴重な財源であり、令和6年度から課税が開始されたことも踏まえ、今後も間伐等の森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに積極的に取り組むこととしているが、国においても、森林が果たしている公益的機能について、国民の理解が進むよう広く周知・広報を行うこと。

また、森林環境譲与税の譲与基準等については、各市区町村の活用状況などを踏まえ、引き続き、検証を行うこと。

7. 地方たばこ税制度の堅持

地方たばこ税は都市自治体にとって貴重な財源であり、その継続的かつ安定的確保や望まない受動喫煙の防止を図るためには、分煙施設の整備等が重要であることから、今後更に積極的に取り組むこととしているが、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、一般財源である現行の地方たばこ税制度を堅持すること。

8. 国際観光旅客税収の地方への配分

国際観光旅客税については、これまでも地方団体が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていることなどを踏まえ、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方団体に配分するよう検討すること。

9. 個人住民税に係る制度の見直し等

- (1) 令和6年度与党税制改正大綱において示された扶養控除の見直しを行う場合には、所得税または個人住民税における税額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないように配慮すること。
- (2) ふるさと納税については、ワンストップ特例制度によって申請された場合であっても、確定申告による申請との均衡を図り、所得税控除相当額を国の負担において対応するなど、制度の改善を図ること。

(3) 道府県民税に係る徴収取扱費については、賦課徴収に要する経費の実情を踏まえて定める必要があることから、検証を行うこと。

10. 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等においては、税負担の公平確保の見地から、より一層の整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

11. 企業版ふるさと納税制度の期限の延長

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、都市自治体による自主的かつ自立的な取組により地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出等を推進する制度であり、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金・人の流れを高める必要があることから、令和7年度以降も税額控除の特例措置を延長すること。

12. 大都市等の事務配分の特例に対応した税制の充実強化

大都市等は、事務配分の特例により都道府県から移譲されている事務・権限を担っているが、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、真の分権型社会の確立のためにも、都道府県税からの税源移譲により、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

13. 収入金額課税制度の堅持

電気・ガス供給業における法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として定着し、法人においても多大な行政サービスの提供を受けている。電気・ガス供給業に関しては、小売全面自由化、送配電・導管部門の法的分離等に対応して既に課税方式の見直しが行われたところであり、行政サービスの質や量に対するニーズが高まる中、収入金額課税の更なる見直しにより法人事業税が減少することになれば、市町村に交付される法人事業税交付金の減収を通じて財政運営や行政サービスの提供に多大な支障を来すことになるため、同制度を堅持すること。

14. 外国人労働者への課税・徴収体制等の改善

都市自治体において外国人労働者への課税及び徴収を適切に行うことができるよう、制度的枠組みを構築すること。

15. 地方税務手続のデジタル化・効率化

(1) 地方税務手続のデジタル化については、すべての都市自治体が円滑に推進できるよう、システム構築や安全性の向上等に必要な支援や十分な財政措置を講じること。

また、地方税共通納税システムを利用した納付の促進や、課税客体的な捕捉に資する課税情報等とマイナンバーの紐付けの一層の推進など、税務手続のデジタル化の更なる推進を図ること。

(2) 基幹税務システムの統一・標準化については、税務事務の負担軽減・効率化を図るうえで重要であることから、都市自治体において円滑な移行ができるよう、迅速な情報提供や十分な財政措置を講じること。

また、都市自治体ごとにシステム更改時期、進捗状況、ベンダの対応状況などが異なることから、都市自治体の意見を丁寧に聴き、実情に十分留意したうえで必要な支援を講じること。

特に移行スケジュールについては、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に移行できるよう、柔軟に対応すること。

(3) 自動車関係諸税の納税確認の電子化により、車検時の納税証明書等の提示が順次省略可能となっていることを踏まえ、電子化を促進する観点から、車検用納税証明書の交付手数料を徴収できるようにすること。

16. 地方税法の改正時期等

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

また、その改正内容について、都市自治体に対して詳細な情報提供を行うこと。

安定的な地方財政運営の確保等に関する提言

安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に踏まえ、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。

また、地方交付税の基準財政需要額については、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであること。

2. 都市自治体の基金については、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や頻発化・激甚化する災害、地域の様々な課題に対応するため、各々の判断に基づいて積み立てているものであり、地方の基金残高の増加をもって地方財源を削減しないこと。

3. 都市自治体は、安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、予見可能性の向上が必要であり、国は、地方財政の展望を早期に提示すること。

4. 新たな制度の創設または見直し等に当たっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に「国と地方の協議の場」等で十分な協議を行うとともに、必要な財源を確実に確保すること。

また、地方に事務手続上の過大な負担が生じることをないようにすること。

5. 国の経済対策による各種給付金の給付等に当たっては、確実かつ円滑な実施が可能となるよう、システム改修費、事務費等に対する十分な財政措置や事務負担の軽減など、必要な措置を講じること。

6. 現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の経済状況等を踏まえつつ、十分な地方財源を確保すること。

また、都市自治体が必要な対策を適正な事業期間で円滑かつ効果的に実施

できるよう、弾力的な運用や事務負担の軽減など、必要な措置を講じること。

地方交付税の総額の確保に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方創生やデジタル化、脱炭素化の推進、防災・減災対策やこども・子育て政策の強化等による人口減少対策に加え、人件費の大幅増、物価高騰や金利上昇への対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業も含め地方財政計画に的確に反映するとともに、令和7年度においても、都市自治体が引き続き安定的な財政運営を行えるよう、一般財源総額を増額すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保・充実すること。

2. 令和6年人事院勧告等に準じた給与改定等を着実に実施できるよう、必要な一般財源を確保すること。

また、教職調整額の引上げなど、教師の処遇改善の実施に当たっては、国の負担と比べて地方の負担が極めて大きいことを踏まえ、必要額については地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源の確保を図ること。

3. こども・子育ての基本となるべき施策については、地域格差が生じることのないよう国の責任において財源を措置すること。

あわせて、都市自治体独自の取組やこども・子育て政策の強化に地方が安心して取り組めるよう、安定的な地方財源を確保すること。

4. 会計年度任用職員制度の運用に必要な財政需要については、各都市自治体の実情を踏まえ、地方財政計画の歳出に適切に計上し、必要な一般財源を確保すること。

5. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることな

く、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

6. 基準財政需要額は、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることから、その算定に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、各都市自治体の実態をよりの確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

7. 基準財政収入額の算定に当たっては、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合、適切な補填措置を講じるなど実態に即したものとすること。

8. 特別交付税の算定に当たっては、現下の物価高騰等の影響にかんがみ、個別の都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細かに聴取し、的確に反映すること。

地方債等の充実・改善に関する提言

人口減少社会を迎える中、都市自治体が、新たな地域活性化への取組、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、防災・減災対策等を着実に推進するためには、地方債等の充実・改善を図る必要があることから、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 起債充当率の引上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図るとともに、元利償還金に対する財政措置の充実を図ること。
3. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、不交付団体を含むすべての団体を対象とし、資金区分、年利等の対象要件を緩和したうえで、措置を再度実施すること。
4. 令和7年度で期限切れとなる公営競技納付金制度については、地方公共団体金融機構資金の貸付利率の引下げの財源として重要な役割を担っていることから、延長を図ること。

国庫補助負担金改革の推進に関する提言

国庫補助負担金改革に当たっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き廃止し、税源移譲を行うこと。

また、地方の自由度の拡大につながらない補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁は断じて行わないこと。

なお、制度の見直しに当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

2. 都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう補助率、補助単価等を現下の資材価格の高騰等の実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。

また、財政力指数による補助率の差異を解消すること。

3. 人口減少社会を踏まえた公共施設の集約化や転用による有効活用をスムーズに進めることができるよう、国庫補助負担金を受けて整備された公共施設の廃止・解体、目的外転用などの処分について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう一層の弾力化を図ること。

こども・子育て施策の充実強化に関する提言

少子化は、日本の未来を左右する喫緊の課題であり、子育て世帯だけでなく、すべての国民に影響を及ぼす事案であり、こども・子育て施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. こども・子育て政策の強化について

(1) 「こども未来戦略」をはじめ、こども・子育て政策の強化に向けた施策には、都市自治体を通じて実施されるものも多く、その具体化に当たっては実施主体となる自治体の実情を十分に踏まえたうえで着実に実施できるものとする。

また、こども・子育ての基本となるべき施策については、地域格差が生じることのないよう、国の責任において、地方負担分も含めて必要な財源を確実に確保するとともに、自治体独自の取組についても、計画的にサービス提供できるよう、安定的な地方財源を確保すること。

(2) 「子ども・子育て支援金制度」については、国民の理解が得られるよう、国が主体となり、分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うこと。

(3) こども政策DXについて、推進に係る具体的な情報を早期に提供するとともに、都市自治体や保育施設等の進捗状況などを踏まえ、必要な支援策を講じること。また、費用負担に係る全体像を示すとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担とならないよう慎重に検討すること。

2. 結婚、妊娠・出産、育児の切れ目のない支援等の充実について

(1) 誰もが安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、継続的な財政支援の充実を図ること。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減、多様なニーズに対応した切れ目のない支援、安心して子育てできる雇用環境の整備等を推進すること。

(2) こども誰でも通園制度について、施設の空き状況や待機児童の有無等地域の実情を踏まえ、都市自治体に過度な負担をかけない実効性のある制度にすること。

また、制度の推進に向けては、必要な財源を国の責任において確実に確

保するとともに、担い手の確保、既存の類似制度との違いを利用者へ周知する等円滑な事業実施に向けた支援を行うこと。

(3) 妊産婦の経済的負担を軽減するため、出産及び妊産婦医療に関する必要な支援を講じること。

(4) 妊婦健康診査について、検査内容の充実を図るとともに、産後ケア事業についても十分な財政措置等を講じること。

(5) 1か月児・5歳児の健康診査の円滑な実施に向け、十分な財政措置を行うとともに国においてマニュアルを整備する等支援を行うこと。

また、5歳児健診の目的である発達障害の早期発見等に対応していくため、地域における専門職の確保・育成を支援するほか、健診後の保育、福祉及び教育機関の連携体制確保に向け、モデルケースを示す等支援策を講じること。

(6) こどもの歯科疾患予防事業の支援拡充を図ること。

3. 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度の推進に当たっては、都市自治体が地域のニーズに基づく総合的な子育て支援施策を講じるための財源を確実に確保すること。

また、都市自治体の実情を反映して制度を簡素化するとともに、事務負担の軽減を図ること。

(2) 待機児童の未解消や施設の定員割れの発生等、地域の実情に即した、保育所等の適正な運営や多様な保育サービスの提供を確保するため、子どものための教育・保育給付交付金等の財政措置の拡充等を講じること。

また、教育標準時間（1号）認定のこどもに係る施設型給付の費用負担割合については、保育（2・3号）認定のこどもに係る施設型給付と同様の割合にすること。

(3) 公定価格について、令和6年人事院勧告等を踏まえた見直しを行う場合は、地域の実態を十分に踏まえて適切に設定すること。

(4) 子ども・子育て支援交付金について、地域の実情に即した事業を安定的に実施できるよう、補助基準額の拡充等を図るとともに所要の予算を確保すること。

(5) 障害児、外国籍児童、医療ケア児等特別な配慮を要するこどもの受入れ

や適切な支援に必要となる人材確保について、十分な財政措置等を講じること。

また、施設整備も含めた支援体制の整備や制度の見直し等を講じること。

- (6) 幼児教育・保育無償化に伴う幼稚園の預かり保育について、保育園等との公平性を確保するため、支給限度額の上限を引き上げること。
- (7) 公私連携幼保連携型認定こども園等の社会福祉施設職員等退職共済金について、負担割合軽減に向けた掛金の見直しを図ること。

4. 幼児教育・保育の無償化について

- (1) 幼児教育・保育の無償化については、国の責任において必要な地方財源を確実に確保するとともに、都市自治体の意見を十分に反映し、事務負担の軽減も含め、制度の改善を図ること。
- (2) 幼児教育・保育における給食費について、無償化に向けた見直しを検討すること。
- (3) 在宅で育児を行う世帯等、多様な保育形態の公平性に配慮し、必要な財政措置を講じること。

5. 保育対策について

- (1) 「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消に向けた取組を推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、支援策の拡充を図ること。
- (2) 保育人材の育成・確保について
 - 1) 地域の実態を踏まえ、保育人材の確保、定着及び更なる処遇改善を図るため、公定価格を改善し十分な財政措置を講じること。
 - 2) 保育所等における働き方改革を推進し、保育士の勤務条件の緩和や業務負担の軽減を図るため、保育士配置基準を適切に見直すとともに、事務職員等の配置、事務の簡略化やICT化など保育士等の労働環境の整備に必要な財政措置を拡充すること。
 - 3) 「こども未来戦略」に示された職員配置基準の見直しやこども誰でも通園制度の検討に当たっては、都市自治体によって保育士の人材確保の状況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情も十分に踏まえ、それぞれの自治体が円滑に実施できる制度にすること。
 - 4) 新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を促進するため、研修体制の

充実や保育士修学金貸付制度の拡充等、必要な措置を講じること。

また、保育士の定着化と地域格差の解消を図るため、保育士等宿舍借上げ支援事業の対象拡充等、総合的な支援措置を講じること。

- (3) 保育所等の適正な運営を確保し、保育の質の向上を図るため「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の職員配置や設備の基準等を適切に見直すとともに必要な財政措置を講じること。
- (4) 認可外保育施設等の質の確保・向上を図るため、国において、財政支援を含めた必要な措置を講じること。
- (5) 就学前教育・保育施設整備交付金等について、各自治体の整備計画に支障が出ないように十分な財政措置を講じること。
- (6) 保育所等の年度途中の入所予約の対応に必要な運営費について財政措置を講じること。
- (7) 妊婦等包括相談支援について、支援体制構築に必要な人材育成に対する技術的、財政的支援を講じること。
- (8) こども家庭センターの設置・運営や子育て世帯訪問支援事業等が安定的に展開できるよう、人材の確保・育成等の支援を行うとともに財政措置を充実すること。

6. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進について

- (1) 放課後児童クラブの質の改善や量の拡大等に対応できるよう、施設整備や運営に係る財政措置の拡充等必要な措置を講じること。

また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、補助基準額等を増額すること。

- (2) 放課後児童クラブの今後の更なる量的拡大に対し放課後児童支援員を確保するため、処遇改善に係る財政支援の拡充を図ること。
- (3) ひとり親や多子世帯、低所得世帯等に対する利用料負担の軽減を図るため、財政支援を講じること。

7. 児童虐待等防止対策の強化を図るための総合的な支援について

- (1) 児童虐待の相談対応件数の増加や子育てに困難を抱える世帯がこれまでに以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、相談窓口の機能強化、社会的養護の体制整備等総合的な支援に対する財政措置等を拡充すること。

(2) 児童相談所等の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司をはじめとする専門人材の育成・確保等について、十分な財政措置を含め必要な措置を講じること。

また、中核市等における児童相談所の設置の推進、複数の自治体が連携した広域的な相談体制の構築等に対する支援の充実を図ること。

(3) 児童養護施設等の小規模化や地域分散化等を進めるため、必要となる職員数を配置できるよう、十分な財政措置を講じること。

また、一時保護所の環境改善を推進するため、財政措置の拡充等、必要な措置を講じること。

8. こどもの貧困対策の推進について

都市自治体が地域の実情に応じた貧困対策を長期的に取り組めるよう、財政措置を含め、必要な支援を講じること。

9. ひとり親家庭への支援施策について

(1) 児童扶養手当について

1) 所得制限対象者を受給者本人のみに限定する等、条件緩和を行うこと。

2) 児童扶養手当と公的年金の併給について、調整手続きの簡素化等を図ること。

(2) 高等職業訓練促進給付金制度の拡充などひとり親家庭等への就業支援対策の充実を図ること。

(3) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

10. 全国一律のこどもの医療費助成制度の創設について

子育てしやすい社会の実現に全国で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、こども医療費については、全国一律の国の保障制度の創設に向けた道筋を速やかに示すこと。

11. 物価高騰対策関係について

幼児教育・保育施設等について、施設の整備や安定的な事業運営のため、国による財政措置等の必要な支援を講じること。

また、物価高騰の影響を受ける保育所等の給食費に対し、十分な財政支援を講じること。

国民健康保険制度等の改善強化に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的で持続可能な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

(1) 将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

また、少子高齢化等の社会環境を踏まえ、今後の医療保険制度の将来像について、国民への丁寧な説明を行うこと。

(2) 被用者保険の適用拡大は、人口減少等に伴い被保険者が減少している国民健康保険において一定の所得を有する生産年齢人口層の離脱が進み、国保の抱える構造的な課題を深刻化させるおそれがあることから、その検討に当たっては、将来を見据えた国保制度や支援等についても併せて十分に検討すること。

(3) 制度の見直しに当たっては、速やかに情報提供を行うとともに、保険者と十分に協議し、その意見を反映すること。

その際、保険者の財政運営に支障が生じないよう十分な財政措置を講じるなど、国の責任において万全の対策を講じること。

(4) 生活保護受給者の国保等への加入に向けた見直しについては、社会保障制度の根幹を揺るがし、国保等の制度の破綻を招くものであることから、断固行わないこと。

2. 国民健康保険財政等について

(1) 国保財政基盤の強化のため、平成30年度制度改革以降実施されている公費3,400億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を図ること。

(2) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げ等、国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、措置を講じること。

また、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

- (3) 「保険料水準統一加速化プラン」による都道府県内の保険料（税）水準の統一により生じる急激な保険料（税）率の上昇を抑制するため、財政支援による激変緩和措置を講じること。
- (4) こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止に留まらず、都市自治体が独自に実施しているその他の医療費助成に係る同保険の減額調整措置についても、すべて廃止すること。
- (5) こどもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度については、国において必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。
- (6) 普通調整交付金が担う財政調整機能は極めて重要であることから、その機能を損なう見直しは行わないこと。

3. 医療DXの推進等について

- (1) 医療DXの推進に当たっては、全国医療情報プラットフォームの構築等に係る具体的な情報を早期に提供するとともに、スケジュールについては、都市自治体等の進捗状況なども踏まえ、必要な支援策を講じるなど、柔軟に対応すること。
また、全国医療情報プラットフォームに係る費用負担の全体像を示すとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担とならないようにすること。
- (2) 令和6年12月の被保険者証の廃止に当たり、被保険者や医療機関等に混乱が生じることのないよう周知・広報を行うこと。
- (3) オンライン資格確認等システム運営負担金に対して、財政支援を講じること。
- (4) 国保総合システムの改修に伴う費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、必要な財政措置を講じること。
- (5) 市町村事務処理標準システムについては、保険者の活用実態を踏まえた機能改善を図ること。
また、制度の改正や標準化等により発生するシステム改修費用については、保険財政に支障が生じないように、必要な財政措置を講じること。

4. 医療費適正化等について

- (1) 保険者努力支援制度について、必要な予算を確実に確保するとともに、各保険者の医療費適正化への取組等に対する支援が目的であることを踏まえ、努力したすべての保険者が評価されるようにするなど適切な評価指標とすること。

特に、令和7年度保険者努力支援制度では、こども医療の適正化に係る取組評価指標の導入を予定されているが、各自治体のこども医療費助成制度は保険者として実施しているものではないことから、助成制度の手法を評価する指標については見直しを行うこと。

- (2) 医療費適正化のため、ジェネリック医薬品の使用促進を図るなど目標値の達成に向けて関係機関への協力依頼を行う等、必要な措置を講じること。
- (3) 医療保険財政への影響を考慮し、適正な薬価の設定等の対策を講じること。

5. 特定健康診査・特定保健指導等について

- (1) 特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る国庫負担について、国は実態に即した単価となるよう見直しを図ること。
- (2) 特定健康診査・特定保健指導の検査項目については、歯周疾患検診を対象とする等、その充実に向けた見直しを行うほか、人間ドック受診分を特定健診受診と見なす場合、特定健診項目の充足をもって補助対象に含められるようにすること。

6. 国民健康保険におけるその他制度について

- (1) 高額医療費負担金について、保険料（税）の引上げに繋がる制度見直しは行わないこと。

また、医療技術の進歩に伴う高額医療費の増加が今後も見込まれるため、特別な支援制度の創設を検討すること。

- (2) 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料（税）率等の算定に必要な確定係数については、支障なく予算編成を行えるよう、提示時期を早めること。
- (3) 在留外国人に対する被保険者としての適正な資格管理を図るため、実効ある措置を講じること。

また、海外療養費や、海外出産に伴う出産育児一時金の支給等、国外において発生した事由に基づく保険給付の適正化のため、法整備を含めた対応等を講じること。

- (4) 所得税の更正に起因する保険料（税）の還付加算金の起算日について、個人住民税と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。
- (5) 身元引受人のいるウクライナ避難民について、保険料（税）及び一部負担金の減免に要する費用に対し、財政措置を講じること。

7. 出産費用の保険適用について

出産費用の保険適用については、出産に関する支援策等について様々な課題があることを踏まえ、丁寧な検討を行うこと。

8. 子ども・子育て支援金制度について

「子ども・子育て支援金制度」については、国民の理解が得られるよう、国が主体となり、分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うとともに、国保の財政運営に影響が生じないように、システム改修等必要な費用に対し、財政措置を講じること。

9. 後期高齢者医療制度について

- (1) 制度の円滑な運営や保険料上昇の抑制のため、国による負担割合の充実等を図ること。
- (2) 後期高齢者医療広域連合電算処理システムの更改や、制度改正に伴う改修の費用については、都市自治体に追加的な負担が生じないように、必要な財政措置を講じること。
- (3) 所得税の更正に起因する保険料の還付加算金の起算日について、個人住民税と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

介護保険制度の充実強化に関する提言

介護保険制度の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 持続可能な介護保険制度の確立について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、国費負担割合の見直しを行うなど、都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう財政措置の充実を図ること。

また、調整交付金は別枠化すること。

2. 介護人材の確保について

(1) 都市自治体にとって喫緊の課題である介護人材不足解消のため、他業種と比べて遜色のない賃金水準となるよう底上げを図るなど、更なる処遇改善等の措置を継続的に講じること。

また、処遇改善加算の手続きについては、事業者の事務負担が軽減されるよう更なる配慮を行うこと。

(2) 介護支援専門員の確保・定着のため、処遇改善加算の対象に追加するなど、抜本的な処遇改善措置を講じること。

また、介護支援専門員の確保・定着に向けて、資格取得要件や更新研修等を見直すなど、就業に係る環境の改善に向けた必要な措置を講じること。

(3) 介護報酬について、近隣自治体との賃金格差を解消するため、地域の実情を反映した地域区分になるよう、今後も継続して見直しを行うなど必要な措置を講じること。

なお、令和6年人事院勧告等を踏まえた見直しを行う場合は、地域の実態を十分に踏まえ、適切な措置を講じること。

(4) 過疎地域や中山間地域など、新たな人材確保が特に難しい地域に対して、財政支援を創設するなどの必要な措置を講じること。

(5) 外国人介護人材の確保・定着のため、事業者に対して受け入れ環境の整備や情報提供などの支援策を充実すること。

3. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて、都市自治体が地域の実情に応じて必要な人材を確保するため、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

(2) 地域支援事業については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、事業費に係る上限額を廃止すること。

また、円滑な事業実施を行うため、財政措置の充実や保険者に対する事務負担への配慮など、必要な支援措置を講じること。

(3) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について、高齢者の自立支援や重度化防止の取組の推進が図られるよう、今後も継続して必要な予算を確実に確保すること。

また、交付金の評価指標の見直しに当たっては、地域の実情を反映するとともに、都市自治体が安定的な財源として見込めるよう急激な評価基準の変更を行わないこと。

4. 低所得者対策等について

(1) 低所得者に対する保険料の軽減措置については、国の責任において必要な財源を確保すること。

(2) 低所得者の利用料の軽減が図られるよう、財政措置を講じること。

また、補足給付について、低所得者の負担が増加しないよう、財政措置の充実を図るとともに、認知症対応型共同生活介護を対象に追加すること。

なお、補足給付に係る資産勘案については、保険者の負担軽減と公平性の担保のため、給付における資産等の確認方法の見直しを行うこと。

5. 制度改正について

(1) 制度改正に当たっては、都市自治体への情報提供や意見聴取を十分に行い、地域間格差が生じることのないよう、事務負担に十分に配慮すること。

(2) 施設所在自治体の負担が増大しないよう、在宅介護サービスを目的とした高齢者向け集合住宅及び認知症対応型共同生活介護を住所地特例の対象に追加すること。

(3) 軽度者の訪問介護、通所介護サービスの地域支援事業への移行については、軽度者への介護サービスの質が低下することがないよう、課題や影響

を十分に調査・分析し、利用者や都市自治体等の意見を踏まえたうえで、慎重に検討すること。

6. 介護サービスの基盤整備等について

(1) 介護保険事業計画等に基づくサービス提供の円滑な実施のため、都市自治体がより弾力的に施設整備を行えるよう、介護施設の整備や改修に対して財政措置等の支援策を拡充するなど、必要な支援を行うこと。

また、国有地を介護サービス基盤の整備に活用する場合、貸付料の更なる減額措置等の充実を図ること。

(2) 地域医療介護総合確保基金について、所要額を確保したうえで、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体等の意見等を勘案し、弾力的な活用を図ること。

(3) 小規模多機能型居宅介護の普及・促進を図るため、運営基準や規制の緩和を行うこと。

7. 保険料の徴収について

保険料特別徴収の対象として、老齢厚生年金を追加すること。

8. 介護報酬等について

(1) 介護報酬の改定に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、保険料の水準に留意しつつ、簡素でわかりやすい報酬体系を構築すること。

(2) 地域やサービス等の実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

(3) 介護保険事業計画期間中に報酬改定を行う場合は、保険料や利用者負担に影響を及ぼすことのないよう、国による財政措置を確実に講じること。

(4) 令和6年度介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬が減額されたが、中小規模の訪問介護事業所の経営状況を圧迫していることから、地域の介護を支える中小規模の訪問介護事業所が安定してサービスを提供できるよう、報酬改定の影響を十分に検証し、訪問介護サービスの実態に即した抜本的な見直しを行うなど必要な措置を講じること。

(5) 中山間地域等の事業所は訪問や送迎の際に長距離・長時間の移動が必要となり、効率的なサービス提供ができず採算性が低い状況にあることから、

交通の利便性が低い地域においても事業者が安定してサービスを提供できるように、地域の実情に応じた介護報酬の設定を行うこと。

9. 介護DXの推進等について

(1) 介護DXの推進に当たっては、介護情報基盤の構築等に係る具体的な情報を早期に提供するとともに、スケジュールについては、都市自治体等の進捗状況なども踏まえ、必要な支援策を講じるなど、柔軟に対応すること。

また、介護情報基盤に係る費用負担を示すとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担とならないよう慎重に検討すること。

特に、運用経費については地域支援事業として財源を確保するとしているが、保険者がすでに実施している同事業の各種サービス等に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じること。

(2) 介護保険に係るシステムの改修やクラウド化について、財政措置の充実に努めるとともに、システム標準化に当たっては保険者の意見を十分に踏まえた上で必要な措置を講じること。

10. 物価高騰対策関係について

介護事業所については、物価高騰の影響により厳しい経営環境に置かれていることから、施設の整備や安定的な事業運営のため、国による財政措置や支援施策の拡充等の支援を講じること。

社会福祉施策の充実強化に関する提言

社会福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度について

(1) 生活保護制度については、国が生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行うとともに、就労支援等自立に向けた施策を推進すること。

また、制度の見直しに当たっては、他の社会保障制度への影響を踏まえ、慎重に検討を行うこと。なお、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、事務負担の軽減、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

(2) 医療扶助費の適正化については、受給者の必要な受診を抑制すること等のないよう十分に留意しつつ、慎重に検討すること。

(3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とすること。

(4) 級地区分について、地域の実情に即したものにすること。

(5) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者については、日常生活上の用に供するものについても、自動車の保有が可能となるよう要件を緩和すること。

(6) 精神障害者に係る生活保護費の障害者加算の認定に当たっては、身体障害者手帳と同様に精神障害者保健福祉手帳についても、認定資料として使用できるよう改善すること。

(7) 生活保護受給者が成年後見制度を利用する場合、その後見人への報酬について、扶助費として支給するなど財政措置を講じること。

(8) 冷房器具の購入等に要する費用について、すべての被保護世帯を支給対象とする等、支援の拡充を図ること。

また、生活保護受給者の健康及び最低限度の生活を維持するため、夏季の冷房器具使用に係る電気料金相当分を扶助する「夏季加算」を創設すること。

- (9) 単身の生活保護受給者が死亡した場合の家財処分等について、財政支援措置を講じること。
- (10) 生活保護制度の居住地特例について、その対象となる施設を拡充すること。
- (11) 医療扶助におけるオンライン資格確認のシステムの連携に係る経費に対し、十分な財政措置を講じること。
- (12) 生活保護業務に係る金融機関の預貯金等の照会のオンライン化に当たっては、イニシャルコストも含め、必要な財政支援を講じること。
- (13) 生活保護目視規制事務手続を実施するに当たって、デジタル技術を活用する場合の留意事項を示すとともに、福祉施設等関係機関への理解が得られるよう周知を図ること。
また、デジタル技術を活用した生活保護業務に係る経費について、必要な財政支援を行うこと。
- (14) 生活保護業務に係る標準準拠システムが、円滑に移行できるよう支援策を拡充すること。
また、マイナンバー情報照会の活用に係る研修を実施するなど実務者支援の充実を図ること。

2. 生活困窮者の支援について、生活困窮者自立支援法等に係る事業の円滑な実施のため、必要な情報提供を行うとともに、十分な財政支援措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

3. 民生委員・児童委員について、国民の理解が深まるよう広報活動を行うとともに、委員報酬の有償化、活動費の変更等の処遇改善、年齢要件の見直しなど、担い手の確保と活動しやすい環境の整備に必要な措置を講じること。

4. 困難な問題を抱える女性への支援を充実させるため、女性相談支援員の確保に当たっては、十分な財政措置を講じること。

5. 多機関協働事業等を円滑に推進するため、補助基本額の充実を図ること。
6. ひきこもり状態にある人等に対する自立支援の推進と、財政措置の充実を図ること。
7. 成年後見制度における権利擁護支援体制の強化について、地域の実情に応じて実施できるよう財政措置を拡充すること。
8. 日常生活自立支援事業について、地域の実情を踏まえた十分な財源を確保するとともに、事業の充実・強化等に必要な措置を講じること。
9. 生計困難者が無料または低額な料金で調剤を受けられるよう、院外処方を担う薬局についても第二種社会福祉事業の対象とすること。
10. 「生理の貧困」について、自治体間において支援の地域差が生じないよう、国として必要な支援策を継続的に講じること。
11. 墓地、埋葬等に関する法律に基づき執行する身寄りのない独居死亡人の葬祭について、事務費用の財政支援を講じること。
また、遺骨の取扱いについて、統一的な制度を整備すること。
12. 高齢化に伴う需要の増加等に対応するため、火葬場の整備等に対し、財政措置を講じること。
13. 国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金について、すべての戦没者慰霊碑及びその周辺設備の改修等補助の対象とするとともに、補助基準額等の充実を図ること。
14. 「地方改善施設整備費（共同作業場等施設整備費）補助金」における共同作業場において、老朽化に伴う大規模改修についても交付対象とすること。

15. 物価高騰対策関係について

- (1) 生活や住宅をはじめとする扶助基準について、物価高騰の状況を踏まえた見直しを図ること。
- (2) 物価高騰等に直面する生活困窮者に対し、継続して支援を行うこと。

高齢者福祉施策の充実に関する提言

高齢者福祉施策の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 認知症の人が起こした事故に対する損害賠償請求について、支援制度を創設すること。

2. 障害区分に限らず、加齢性難聴者等の中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること。

また、難聴と認知機能の低下との関連性の究明を図ること。

3. 物価高騰対策関係について

高齢者福祉施設について、物価高騰の影響による運営負担の軽減を図り、施設の整備や安定的な事業運営のため、国による財政措置や支援施策の拡充等の必要な支援を講じること。

障害者福祉施策の充実強化に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が障害者総合支援法等に基づく各事業を安定的に運営し、障害福祉サービスを提供できるよう、必要な財源を確保すること。

また、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、各事業の実態に応じて、十分な財政措置を講じること。

2. 障害者の生活実態やニーズ等、地域の実情を踏まえた制度となるよう、制度の拡充や見直しを行うなど、必要な措置を講じること。また、制度の見直しの際には、自治体への準備期間の確保や、具体的で速やかな情報提供と周知を確実に行うこと。

加えて、これに伴うシステム改修等の準備・運営経費に対して財政措置等を講じること。

3. 障害福祉サービス事業所等が安定的に事業運営し、利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう、報酬の充実・見直しを行うとともに、人材の確保・育成・定着に係る財政措置や処遇改善等、必要な措置を講じ、障害福祉サービスの充実・強化を図ること。

なお、報酬に関して令和6年人事院勧告等を踏まえた見直しを行う場合は、地域の実態を踏まえ、適切な措置を講じること。

4. 障害福祉事業に係る総合的な支援等について

- (1) 地域生活支援事業について、事業費が増加傾向にある中、補助額が年々減少している実態を鑑み、事業運営に支障が生じることがないように、十分な財源を確実に確保すること。

また、当該支援事業における必須事業のうち、利用者の生活に欠かせない支援や給付を自立支援給付の対象とする等、制度を見直すこと。

加えて、自治体情報システムの標準化に当たっては、地域生活支援事業を対象とすること。

(2) 相談支援事業について、人員不足が解消されるよう、相談支援専門員の資格要件の緩和及び報酬体系の見直しを図るとともに、処遇改善加算の対象とする等、十分な財政措置を講じること。

また、特定相談支援事業者の円滑な指定に向けて、広域的な支援策を講じるなど、制度の充実を図ること。

(3) 訪問系サービスに係る費用について、自治体が必要な事業を確実に実施できるよう、国庫負担基準を見直す等により、財政措置の充実を図ること。

(4) 短期入所事業について、利用者の需要に応えられるよう、事業所数の増加に繋がる施策を推進するとともに、安定的な運営に資する体制強化のため、人材確保、財源措置の拡充等の支援策を講じること。

(5) 障害福祉施設の安定的な運営のため、食事提供体制加算を恒久化すること。

また、小規模施設でも十分な運営を行えるよう、報酬区分における利用定員規模の細分化等、少人数を対象とした事業が評価されるよう見直しを行うこと。

(6) 補装具費支給制度について、補装具の種目、購入等に要する費用の算定等に関する基準を実情に合ったものとする事。

特に、補聴器の交付基準・修理基準の見直しを図ること。

また、人工内耳及びストーマ装具について、補装具として位置付ける等、利用者負担の軽減を図ること。

(7) 成年後見制度利用支援について、申立費用や後見人報酬の助成等の支援を確実に実施できるよう、財政措置を充実・強化すること。

(8) 自立支援医療に係る利用者負担について、負担上限月額の特例措置を恒久化すること。

また、一定所得以上の利用者に係る育成医療等についても自立支援医療の対象とすること。

(9) 社会福祉施設等施設整備費補助金について、十分な予算を確保し、障害者福祉サービスの基盤整備を推進すること。

5. 重度障害者等への支援について

(1) 重度障害者等が必要とするサービスを確実に受けることができるよう、障害福祉サービス事業所における、緊急時の受け入れ、適正な人員配置等、

体制整備に係る報酬及び加算の充実を図ること。

- (2) 重度障害者等の医療費に対して、地域の差異なく助成できるよう、全国一律の助成制度を創設するなど十分な支援措置を講じること。
- (3) 医療的ケアが必要または強度行動障害のある児・者及び家族等が、社会参加するうえで、必要とする支援を確実に受けられるよう、医療との連携、人材確保や施設整備に係る財政措置等、体制整備を推し進めること。

6. 障害児への支援について

- (1) 発達障害児等に係る早期の発見・相談・支援等について、地域の実情に応じた人材の養成・確保や拠点施設等の体制整備を図るとともに、必要とする支援を確実に受けられるよう、財政措置を拡充すること。
また、早期療育を実施するため、認定に至る前からの支援措置を充実させるとともに、発症要因の更なる究明を図ること。
- (2) 障害児通所支援事業について、障害児や保護者等の実態に即したサービスが提供されるよう、十分な財政措置を講じること。
また、課税世帯の利用者負担については、激変を緩和するため、上限月額を区分を細分化する等、見直しを行うこと。
- (3) 地域障害児支援体制強化事業等の市町村が行う障害児支援に係る事業について、補助上限を廃止する等、自治体への過度な財政負担とならぬよう、適切な措置を講じること。
- (4) 障害児に係る各手当や給付について、育成に係る経済的負担の軽減を図るため、適切な見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。

7. 公共交通運賃、有料道路料金について、精神障害者に対する割引制度の創設や身体障害者及び知的障害者の利用手続きの簡素化等を図ること。

また、NHK受信料減免制度について、障害者及び都市自治体の負担が軽減されるよう、手続きの改善を図ること。

さらに、都市自治体が行う障害者を対象としたタクシー料金の一部助成について、財政措置を講じること。

8. 市町村から受託した障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いについて、一般相談支援事業等と同様に、社会福祉法に定義付け、非課税とすること。

また、精神障害者の相談員制度について、相談体制の整備や支援を支障なく行えるよう、法的な定義づけを行うこと。

9. 障害者の雇用が推進されるよう、雇用の場の確保や通勤支援制度の見直し、ICT活用の支援等、体制整備の充実を図ること。

また、農福連携等の推進にあたっては、地域ごとの実情に応じた効果的な取組ができるよう、情報提供や財政措置等、適切な支援を行うこと。

10. 障害福祉サービス事業者等の不正防止のため、有効かつ適正に機能する制度を構築すること。

また、自立支援給付費等における、やむを得ない事情による負担金の返還の取扱いについては、回収額に応じたものとするなど、制度の見直しを行うこと。

11. 障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた障害者を一時的に保護する施設について、広域での整備を推進するなど、適切な措置を講じること。

12. 手話に係る法整備を図ること。

13. 知的障害者の定義及び療育手帳の交付の基準等について、地域ごとの差を考慮し、統一に向けた適切な見直しを行うこと。

また、身体障害手帳の交付基準について、聴覚障害者の基準等を見直すこと。

14. 被災した社会福祉施設等に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助金について、動産や備品等を含め、対象の拡充及び見直しを行うこと。

15. 物価高騰対策関係について

障害者福祉サービス事業所等について、物価高騰の影響による運営負担の軽減を図り、施設の整備や安定的な事業運営のため、国による財政措置や支援施策の拡充等の必要な支援を講じること。

地域保健医療施策の充実に関する提言

地域保健医療施策の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師等の確保及び偏在対策について

(1) 安心して質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、出産・子育て等により離職した医師及び看護師等の再就業に資する支援策を充実すること。

(3) 地域における医師の絶対数を増やすため、地方における医学部入学定員及び地元出身者枠を含む地域枠定員の増員等を図るとともに、地域枠制度が十分機能するよう実効ある対策を講じること。

(4) 新医師臨床研修制度の導入によって、地域医療を支える医師が不足するという影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療を維持・確保し、質の高い医師の養成と医師偏在の解消に資するものとなるよう充実した臨床研修体制の整備を行うとともに、当該制度の見直しを図ること。

また、臨床研修における地域医療の研修期間を延長するとともに、地域医療に貢献する医師を確保できるよう医学教育体制についても見直しを図ること。

(5) 新専門医制度については、医師偏在を助長すること等のないよう検証を行うとともに、都市自治体等の意見を十分に踏まえ、総合診療を行うなど地域に貢献する医師にインセンティブが働く仕組みの構築や専門医の資格取得において地域医療に従事する医師を優遇するなど、国の責任において必要な措置を講じること。

また、若手医師育成のため、専門指導医の確保策を講じること。

(6) 地域における医師の不足・偏在を解消するため、医師に一定期間の地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する実効ある対策を講じること。

2. 医師偏在対策、医療従事者の働き方改革、地域医療構想等の地域医療への影響が大きい取組について、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、地方と丁寧かつ十分に協議を行い、その意見を施策に反映するとともに、地域の実情に応じた十分な支援策を講じること。

特に、医師の働き方改革については、大学の医局等からの医師派遣の中止・削減等により、地域医療の確保や病院運営に支障を来すことがないように、必要な対策を講じること。

3. 自治体病院等について

(1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

特に、自治体病院等を整備・運営する都市自治体に対する安定した財政措置、病院事業債の元利償還金の操出基準の見直し等、十分な措置を講じること。

(2) 都市自治体が行っている公的病院等への助成について、地域の実情に配慮した十分な財政措置を講じること。

また、地域医療体制維持のため、公立病院と同等の役割を担っている公的病院に対して、国において、財政支援を講じること。

(3) 地域医療を支える医療機関が社会経済情勢を踏まえた賃上げ等に対応できるよう、今後も診療報酬改定等による適切な措置を講じること。

(4) 病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていることから、消費税制度の見直しを図るなど、必要な対策を講じること。

4. 広域医療体制の充実等について

(1) 救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療等の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

(2) 採算性等により民間医療機関が開設されていない地域においても、等しく訪問診療や政策医療等が提供されるよう、高度医療機器の整備等に対し、十分な財政措置を講じること。

5. がん対策の一層の充実を図るため、がん検診のDX化を含め、がん検診の総合支援事業を拡充するなど、都市自治体を実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じること。

また、検診体制及び検診方法を拡充するとともに、受診率の向上策を強化すること。

6. 感染症対策について

(1) 国民が等しく予防接種を受けることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、おたふくかぜ、帯状疱疹等のワクチンについて、必要性、費用、有効性等を十分に検証したうえで、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

(2) 任意予防接種に対する公費助成制度を設けること。

(3) 骨髄移植等により定期接種の再接種が必要となった場合、当該再接種を定期接種として位置付ける等助成制度を確立すること。

(4) ワクチンの安定供給対策を講じること。

また、住所地外での接種に係る制度整備など、安定的かつ継続的に接種できる体制を構築するとともに、ワクチン価格や問診料等の接種費用について、被接種者に過度な負担が生じないよう、標準的価格を示すこと。

さらに、被接種者等の負担軽減を図るため、混合ワクチンの開発・導入等を支援すること。

(5) 新型コロナワクチンの定期接種について、対象者の自己負担額が過大とならないよう、接種費用の助成を令和7年度以降も継続するなど、都市自治体が円滑に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。

(6) 新型コロナワクチン接種による副反応や新型コロナウイルス感染症の罹患による後遺症等に係る調査・研究を行うこと。

(7) 風しんの流行や先天性風しん症候群を予防する対策を拡充するとともに、

抗体検査から予防接種まで十分な財政措置を講じること。

- (8) 季節性インフルエンザの定期接種について、対象者を乳幼児及び小・中学生にも拡大すること。
- (9) 子宮頸がん予防のためのワクチン接種について、安全性や有効性を周知するとともに、令和6年度末で終了するキャッチアップ接種事業を延長すること。
- (10) 予防接種法に基づくワクチンの接種後の副反応により健康被害が生じた場合について、早期かつ適切に救済されるよう必要な措置を講じるとともに、審査請求に係る申請者の負担軽減策を講じること。
- (11) 新興感染症等がまん延した際に、医療等が逼迫する状況が生じないよう、医療提供体制及び保健所体制等の強化に資する十分な財政措置を講じるとともに、都市自治体や医療機関等が広域的かつ機動的に対応できるよう、必要な法整備や支援策を講じること。

また、都市自治体に対して、感染症対策に係る情報提供を迅速に行うとともに、国民が正しい知識を得て適切に感染防止策を行えるよう、十分な周知・啓発を行うこと。

さらに、地域の実情に応じた機動的な感染症対策を実施するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく権限を、希望する指定都市に財源と併せて移譲することについて、十分検討すること。

- (12) 感染症流行予測に資する下水サーベイランスについて、都市自治体が事業を実施できるよう、必要な財政措置等を講じること。

7. 地域包括ケアシステムが過疎地等においても適切に提供されるよう、必要な支援策を講じること。

また、かかりつけ医機能等が発揮される制度について、地域における取組を推進するための支援や国民に周知啓発を行うなど、必要な措置を講じること。

8. 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、要件緩和や補助率の嵩上げ等の拡充を図ること。

9. 不妊治療及び不育症治療に係る経済的負担を軽減するため、治療費等について、更なる支援措置を講じること。

10. 医療DXの推進に当たっては、全国医療情報プラットフォームの構築等に係る具体的な情報を早期に提供するとともに、スケジュールについては、都市自治体等の進捗状況なども踏まえ、必要な支援策を講じるなど、柔軟に対応すること。

また、全国医療情報プラットフォームに係る費用負担の全体像を示すとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担とならないようにすること。

11. 歯周疾患検診等の充実について

(1) 健康増進法に基づく歯周病検診の対象年齢を引き下げるなど、対象者を拡大すること。

(2) 障害者（児）の歯科健診、歯科治療に取り組む病院・歯科診療所が増加するよう、必要な措置を講じること。

12. 難病対策について

(1) 難病患者とその家族の実情を踏まえた長期療養施設や在宅ケアの整備など、総合的な難病対策に係る財政措置を拡充すること。

また、難病の原因究明や治療方法の早期確立に資する調査・研究体制を充実すること。

(2) 慢性的な疾病により長期の治療が必要なこどもの医療費負担を軽減するため、小児慢性特定疾病の対象疾病を拡大するなど、必要な措置を講じること。

13. 骨髄ドナー登録者の拡大を図るため、骨髄ドナーの休業に対する支援制度創設等の社会環境を整備すること。

14. 物価高騰対策関係について

光熱費や食材料費の高騰によって、公立病院等の医療機関の経営を圧迫しているため、地域医療提供体制に影響を及ぼすことのないよう、適切な財政支援を講じること。

国民年金の円滑な運営の推進に関する提言

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 誰もが安心して暮らし続けられる年金水準が担保されるよう、持続可能な公的年金制度を構築すること。
2. 各種保険料等の特別徴収について、普通徴収からの変更を速やかに行うこと。

雇用就業対策の推進に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な雇用対策について

- (1) 総合的な雇用対策については、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等を充実するとともに、都市自治体が実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。

特に、就職困難者の雇用や新規雇用の創出に取り組む企業や労働者の失業予防・雇用安定を図る企業に対する支援制度を拡充すること。

- (2) テレワークやワーケーション等の柔軟・多様な働き方を一層推進するため、企業に対する支援措置を拡充すること。

また、働き方改革について、長時間労働やハラスメント等の法令違反等が疑われる企業に対して適切な措置を講じること。

- (3) 育児・介護・病気治療休業や不妊治療のための休暇等を取得しやすい環境整備を推進していくため、支援の拡充を図ること。

- (4) 困難な問題を抱える女性等の自立を促進する環境整備を進めるため、就労等の必要な支援策の充実を図ること。

- (5) 高齢者の雇用対策を充実すること。

また、シルバー人材センター事業については、地域の実情を勘案した事業運営ができるよう、財政措置の充実を図ること。

- (6) 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」については、シルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となるよう適切な措置を講じること。

2. 物価高騰対策関係について

物価高騰等による影響の長期化を勘案し、労働者の雇用確保等を行う事業者に対する支援を拡充すること。

学校施設等の整備に関する提言

学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立小・中学校の整備費について

(1) 都市自治体が新築・増改築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。

また、屋外教育環境施設の整備に係る補助事業については、令和7年度以降も継続して実施すること。

(2) 空調設備の整備、トイレ改修、給食施設整備等については、児童生徒の学校生活環境を更に改善していくことができるよう、財政措置の拡充を図ること。

2. 文教施設の新設や大規模改修等について、財政措置の拡充を図ること。

3. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。

4. 物価高騰対策関係について

公立学校施設等の整備に係る建築単価については、物価高騰を踏まえ、実勢価格に即した基準になるよう見直すこと。

文教関係施策の充実に関する提言

文教関係施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 教職員の確保、配置の充実等について

- (1) 教員に優れた人材を確保し、学校教育の水準の維持向上を図るため、教員の勤務環境が大きく変化している実態等を踏まえ、教員の処遇改善を行うこと。
- (2) 中学校も含めた 35 人学級や小学校における専科指導の更なる推進などのため、教職員の配置の充実を図るとともに、各分野に教職員の質の向上を図ること。
- (3) 小・中学校での外国語教育をより効果的なものにするため、教員や外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置の拡充を図ること。
- (4) 児童生徒一人ひとりの特性やニーズに応じた教育支援ができるよう、特別支援学級の編制基準の引下げや特別支援教育に対応する教員の配置の充実を行うこと。
- (5) 日本語指導等が必要な児童生徒に対応した教員の加配を行うとともに、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」等の更なる充実を図ること。
- (6) 養護教諭や医療的ケア児の支援を行う看護師等の配置を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (7) 栄養教諭等の配置基準について、食に関する指導の充実や学校給食におけるアレルギー等へのきめ細やかな対応のため見直しを行うこと。
- (8) 学校図書館の充実や読書活動の推進を図るため、専任の司書教諭等を適切に配置できるよう、定数の改善及び財政措置の拡充を図ること。
- (9) 学校の運営体制を更に充実させるため、事務職員の配置基準の見直しを行うこと。
- (10) 幼稚園における学級編制の基準を引き下げること。

2. いじめ・不登校等の対策について

- (1) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置の充実、

社会福祉士等の専門的人材の確保に必要な財政措置を講じること。

また、教育支援センターなどの多様な学びの場を確保するため、施設整備及び運営に係る経費に対する財政支援を充実させること。

- (2) 犯罪、いじめ、自殺等から子どもを守り、未然に防ぐため、国における取組を一層推進するとともに、都市自治体の関連事業を充実できるよう、財政措置の拡充を図ること。

3. 学校を取り巻く支援スタッフ等の確保について

- (1) 特別支援教育を支える支援員やコーディネーター等の配置に対して、実態に即するよう、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 学校教育活動の充実と教員の働き方改革の推進のため、スクールサポートスタッフ、学習指導員等の配置に係る財政措置の拡充を図ること。

4. G I G Aスクール構想の推進について

- (1) G I G Aスクール構想の更なる展開に向け、今後見込まれる端末の更新等の維持管理や改善費用などについて、I C T教育における地域格差が生じないように、国の責任において、引き続き、国費による恒久的な財政支援を講じること。また、G I G Aスクール運営支援センター整備事業に係る経費についても、令和7年度以降も継続して財政措置を講じること。

特に、端末を活用した学習が円滑に実施できるよう、通信ネットワークの改善に向けた財政支援を講じること。

- (2) デジタル教科書の導入が円滑に促進されるよう、都市自治体に対し、十分な財政措置を講じること。

また、将来的には、デジタル教科書が無償となるよう、所要の制度改正を図ること。

- (3) 都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等に係る経費について、継続的かつ十分な財政支援を講じること。

また、次期I C T環境整備方針を踏まえた対応ができるよう十分な財政措置を講じること。

- (4) I C T機器を最大限に活用した授業の推進を行うため、I C T支援員の配置水準を引き上げ、配置に係る財政措置の拡充を図ること。

- (5) 児童生徒一人ひとりへのきめ細かい指導・教育体制の強化を図るため、

I C T教育の推進等に係る、教職員の研修等に要する経費に対して、財政措置を拡充すること。

5. 部活動の地域移行について

(1) 教育課程外の学校教育活動について、地域の実情に応じた移行が可能となるよう、国が具体的な方策を明確に示すとともに、地域格差や、保護者の経済的負担増が生じないようにする等、所要の財政措置を講じること。

特に、受け皿となる団体や活動場所となる環境の整備充実を図るとともに、持続可能な自主運営を担保するため、必要な支援を行うこと。

また、これらの取組について、周知・広報を行い、保護者並びに関係者の理解を得ること。

(2) 専門性や資質を有する指導者の人材確保が図られるよう、必要な財政措置を講じるとともに、指導者やコーディネーター等の育成を推進すること。

(3) 教員の負担軽減や生徒のニーズに合う活動が実施できるよう、部活動指導員の配置に係る財政措置の拡充を図ること。

6. 学校給食費について

保護者の経済的負担軽減のため、学校給食に係る課題整理を行い、その無償化の実現に向けた検討を行うこと。

7. 学校事務の軽減・業務効率化の推進について

(1) 統合型校務支援システム等の業務効率化に資するシステム導入など、D X化に向けた環境整備への財政措置の拡充を図ること。

(2) 教職員の負担軽減を図るため、学校及び教育委員会に対する各種報告や統計諸調査等を整理すること。

(3) 学校給食費の徴収・管理におけるシステム導入に対する必要経費の財政措置を講じること。

8. その他

(1) 公立小中学校教職員の人事権及び教職員定数に関する権限については、財源と併せて特別区に移譲すること。

(2) 教育に係る経済的負担の軽減を必要とする児童・生徒への財政支援の拡

充や奨学金制度などの就学援助の充実を図ること。

- (3) へき地児童生徒援助費等補助金に係るスクールバス・ボート等購入費等の要件緩和や運行経費への財政措置など、遠距離通学費に対する財政措置の拡充を図ること。
- (4) 学校と地域住民等が連携して子ども達の成長を支える制度である「学校運営協議会制度」や「学校評議員制度」に関わる事業に対し、十分な財政支援を講じること。
- (5) 子どもの基本的な生活習慣の定着のため、生活習慣病予防対策について一層の充実を図るとともに、更なる食育推進体制の確立を図ること。
- (6) 市立高等学校等の継続的かつ安定的な運営を図るため、施設整備及び教育活動に必要な経費に対し、十分な財政措置を講じること。
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付について制度の拡充を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
また、申請に係る手続きの簡素化を図ること。
- (8) 社会教育主事について、地域の実情に応じた配置が可能となるよう十分な財政支援を講じること。
- (9) 水泳授業について、民営プールを活用して実施するなど、地域の実情に応じた取組ができるよう財政支援を講じること。

9. 文化財の保存等について

文化財等の保存・修理、活用・整備等に対する現行の支援制度について、補助率の引上げや対象要件の緩和・拡充など、充実を図ること。

また、文化芸術活動が継続的かつ安定的に行われるよう、文化芸術団体に対し、十分な支援を講じること。

10. 物価高騰対策関係について

物価の高騰等により影響を受けた光熱水費や学校給食費などに対し、引き続き、地域の実情に応じた取組が行えるよう財政支援を講じること。

11. 東日本大震災関係について

- (1) 震災によるPTSDを抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから、養護教諭や就学援助の増加等に対応する

事務職員も含めた加配の充実を図ること。

- (2) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員を継続し、弾力的な学級編成を可能とすること。
- (3) 被災児童生徒就学支援等事業について、全額国費による支援を確実に講ずること。

まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体による自主的で主体的なまちづくりが実現できるよう、土地利用関係制度に係る事務を簡素化するなど運用改善を図るとともに、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関係制度に係る権限を都市自治体に移譲すること。
2. 都市自治体に取り組むコンパクトシティの形成や中心市街地の活性化、市街地再開発事業等の都市再生関連施策については、その取組を推進するため、資材高騰の影響を踏まえた十分な財政措置を講じるなど積極的に支援すること。
3. 所有者不明土地の管理不全状態の解消を図るため、危険樹木の伐採に係る財政措置を拡充すること。
4. 法定外公共物については、安全対策など維持管理費に係る財政措置を講じること。

社会資本整備に関する提言

社会資本整備の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土強靱化、防災・減災対策を加速化し、都市基盤の計画的かつ着実な整備を推進していくため、必要な公共事業予算を安定的に確保すること。

また、事業の計画的な実施に支障が生じることのないよう、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、補助限度額の引上げを行うとともに、必要な財源を確実に確保すること。

さらに、公共事業の担い手である建設業の生産性向上や人材確保に資する取組を支援すること。

2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来すことのないよう十分な予算を確保し、適切に配分すること。

3. 公共施設等の老朽化対策については、点検を含め、防災・安全交付金等による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

また、公共施設等適正管理推進事業債については、対象の拡大、要件の緩和を図るとともに、除却事業も元利償還金に対する交付税措置を講じるなど、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置の更なる拡充を図ること。

4. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除の適用要件の緩和や控除額の引上げ、国有地に係る貸付料の減額などの優遇措置を充実すること。

また、公共事業用地取得価格の基準となる近傍類地の価格については、適切に算定されるよう指針を示すこと。

5. 離島の生活基盤格差を是正するため、道路整備事業、治水事業、砂防事業及び海岸侵食対策事業などの公共事業予算の必要額を確保すること。

都市公園等に関する提言

都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園事業や公園施設長寿命化対策支援事業の要件を緩和するなど、都市公園の整備や老朽化対策に係る財政措置を充実すること。
さらに、都市公園のバリアフリー化が推進されるよう十分な財政措置を講じること。
2. 都市自治体による緑地等の用地取得及び保全に係る財政措置を充実すること。
3. 公園や緑地におけるナラ枯れ被害対策を推進するため、財政措置を講じること。

治水事業等に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 豪雨対策の推進

(1) 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

(2) 近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。

また、その推進に当たっては、各施設管理者が一体となり対策を実施できるよう積極的に支援すること。

(3) 近年の豪雨災害を踏まえ、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、気象観測体制の強化、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

2. 令和6年度までとされている緊急浚渫推進事業債を拡充し、事業期間を延長すること。

また、平時から河川内の堆積土砂の撤去などの対策を計画的に推進することができるよう十分な予算を確保すること。

3. 計画段階及び建設工事中のダムを早期に整備すること。

また、既設ダムの治水能力向上や洪水調整機能の強化に資する改修等の整備を促進すること。

4. 河川等の自然環境の保全・再生を図るとともに、水辺環境への交流拠点整備、沿川地域間の交流など、河川空間の親水性・利便性向上に資する事業を

推進すること。

5. 大規模自然災害の被災地における河川管理施設等の災害復旧を推進するとともに、再度災害の防止と施設機能の強化につながる改良復旧事業について更なる推進を図ること。

土砂災害の防止に関する提言

土砂災害を未然に防ぐため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、十分な予算を確保すること。
2. 大規模盛土造成地の滑動崩落対策や宅地の液状化対策を推進するため、宅地耐震化推進事業の補助率の引上げや交付要件の緩和など、十分な財政措置を講じること。
3. 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、採択要件の緩和など財政措置を充実すること。
4. 土砂災害警戒区域等の住宅・建築物・公共インフラの改修・移転及び擁壁等の対策工事に係る支援制度を充実すること。
また、避難場所として指定をしている施設等を土砂崩れ等の災害から守るため、補強等施設整備に係る財政措置を充実すること。
5. 大規模自然災害の被災地における宅地内の堆積土砂等の撤去に係る財政措置を拡充すること。

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人口減少やインフラの老朽化が進む中で、持続可能な上下水道の事業運営が図られるよう必要な予算を確保すること。

その際、災害時においてもその機能が早期に確保されるよう、老朽化対策及び耐震化を重点的に進め、施設の強靱化を図ること。

2. 水道施設の耐震化、老朽化対策等

(1) 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、災害対策、応急復旧対策、耐震化やリダンダンシーを含めた安全の強化、老朽化した施設の点検・更新・改良、再構築、統廃合等により生じた廃止施設の解体撤去等が促進されるよう財政措置の拡充等を図ること。

特に、防災・安全交付金については、適切な単価の設定、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うとともに、水道事業に対して適切に配分すること。

また、多目的ダムの供用開始後に要するダム施設更新費用について、財政措置の拡充を図ること。

(2) 大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化を図ること。

3. 水道事業の健全経営のため、起債に係る公的資金枠の確保や償還条件の緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。

また、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。

4. 簡易水道等施設整備に係る国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業及び上水道事業と統合した簡易水道事業について、財政措置の拡充等を図ること。

5. 工業用水道事業費補助金について、十分な財政措置を講じること。

また、地域特性や実情を考慮し、複数年での採択への見直しを検討すること。

6. 水道事業体の広域化について、更なる支援体制を整備すること。

特に、水道事業運営基盤強化推進事業については、採択基準の緩和や補助対象の拡大を図ること。

7. 適切な水道料金の設定のため、都市自治体において耐震性・耐久性に優れた管種等の採用が進んでいることを踏まえ、地方公営企業法施行規則に基づく有形固定資産の耐用年数を見直すこと。

8. 令和7年度までとされている上水道事業の脱炭素化推進事業債の事業期間を延長すること。

9. エネルギー価格高騰の影響を受けた水道事業に対する支援の充実を図ること。

下水道に関する提言

下水道事業を効率的かつ効果的に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人口減少やインフラの老朽化が進む中で、持続可能な上下水道の事業運営が図られるよう必要な予算を確保すること。

その際、災害時においてもその機能が早期に確保されるよう、老朽化対策及び耐震化を重点的に進め、施設の強靱化を図ること。

2. 下水道未普及地域の整備促進や高度処理の推進を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。

また、国庫補助金については、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化などにより、都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。

特に、令和8年度末までの概成目標期間以降も、地域の実情に応じた未普及対策支援を継続すること。

さらに、地方債については、長期かつ低利な公的資金を確保し、耐用年数を踏まえた償還年数の延長など貸付条件の改善を図ること。

3. 下水道は大量のストックを有し、今後施設の老朽化が一層進行することを踏まえ、引き続き、耐震化も含め、改築・更新に係る十分な財政措置を講じること。

また、近年頻発する豪雨に対処するため、浸水対策に係る財政支援を拡充すること。

4. 汚水処理の事業運営への支援

(1) 汚水処理の事業運営の効率化を図るため、施設の縮小、廃止、集約化に伴う財産処分等の承認基準を緩和すること。

(2) 公共下水道事業とあわせて農業・漁業集落排水事業等の広域化・共同化に取り組む都市自治体に対しては、「広域化・共同化計画実施マニュアル」を充実するなど、引き続き関係省庁により必要な支援を行うこと。

5. 下水道の経営に資する財政措置

- (1) 電力価格の高騰により、下水道施設に係る維持費に多大な影響が生じていることから、安定的な経営が維持できるよう必要な措置を講じること。
- (2) 下水道事業の経営改善のため、高資本費対策に係る繰出基準の年限要件を見直すとともに、分流式下水道への繰出基準を継続すること。

6. 汚水管の改築に係る国費支援に関して、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化することについては、現行の下水道事業運営に支障を来すことがないように、都市自治体の取組状況を踏まえつつ、要件化開始時期に柔軟性を持たせるとともに、ウォーターPPP導入に当たって課題を抱える自治体への解決策の提示や検討に係る財政措置を講じるなど、積極的な支援を行うこと。

7. 末端管渠の整備を社会資本整備総合交付金の対象とすること。

8. 令和7年度までとされている下水道事業債（脱炭素化推進事業）の事業期間を延長すること。

9. 下水道資源の利用を推進するため、下水汚泥再生利用に係るコスト削減に資する支援措置を講じること。

10. 東日本大震災関係

被災地における下水道施設に係る改修・更新及び溢水対策等に対し、十分な財政措置を講じること。

道路整備の推進に関する提言

地方が真に必要とする道路整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、必要な財源を長期安定的に確保すること。

また、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. 道路ネットワーク構築のための財源確保等

- (1) ミッシングリンクの解消、新たな国土軸の形成及び大規模災害時における代替性確保等のため、高速自動車国道、一般国道及び地方道等について、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期に整備すること。

また、その整備に当たっては、国土強靱化の観点から、道路橋等の耐震補強など防災・減災対策を推進すること。

- (2) 重要物流道路については、地方の実情を十分踏まえ指定するとともに、当該道路の機能強化及び整備を重点的に支援すること。
- (3) 高速自動車国道等における暫定2車線区間については、事故防止対策を推進するとともに、早期に4車線化すること。
- (4) スマートインターチェンジの整備を促進すること。

3. 道路・橋梁等の老朽化対策及び適正な維持管理については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、橋梁等の点検については、地方の実情を踏まえ、その方法や頻度のあり方を見直すとともに、幅広く地方財政措置を講じること。

4. 安全で快適な通行空間の確保等

- (1) 安全で快適な通行空間の確保のため、無電柱化、踏切道等における歩行

者安全対策及び自転車通行空間整備を推進すること。

また、地域と一体となって賑わいを創出する道路空間の整備に向け、バスプロジェクト等の取組を推進すること。

(2) 子供を交通事故の被害から守るため、緊急安全点検の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備の一層の促進を図るとともに、歩道の設置・拡充、自転車の利用空間の分離、防護柵の設置等により安全・安心な歩行空間の整備を強力に推進すること。

(3) 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、国道における歩道上などの自転車等駐車施設の整備を促進すること。

5. 道の駅及び防災道の駅の整備・活用については、十分な財政措置等を講じること。

6. すべての人が安全に安心して移動できる道路空間の整備に向け、道路、信号機、路外駐車場等のバリアフリー化が推進されるよう、財政措置の拡充など、十分な支援を講じること。

7. 都市部及び都市部周辺の主要幹線道路等において、道路の拡幅や連続立体交差事業など、渋滞の解消に資する対策が推進されるよう、財政措置を含め十分な支援を講じること。

8. 市町村自転車活用推進計画の策定に当たっては、ハード・ソフトの両面から積極的に支援すること。

9. 東日本大震災関係

医療・防災面などの地域の安全・安心な暮らしの確保を含め、被災地の復興再生を図るため、復興道路及び復興支援道路と連結した幹線道路網や復興関連道路の整備を促進すること。

雪寒地帯に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 除排雪等に係る支援

- (1) 「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」については、財源を十分に確保し、着実に実施すること。
- (2) 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策をはじめ除雪業者の除雪待機費用などにも対応できるよう財政措置を拡充すること。
また、普通交付税の算定に当たっては労務単価や諸経費の上昇等、豪雪地帯の財政需要を的確に反映すること。
- (3) 雪寒地帯では、低温や凍結融解が繰り返されることによる凍上被害・凍結防止剤散布による塩害等により、冬期における道路施設等の破損が激しいことから、維持、修繕及び更新に係る財政措置を充実すること。
- (4) 除雪車のオペレーターの高齢化や減少が進む中、持続的な除排雪体制を構築するため、除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むとともに、除雪車の自動運転など新技術の導入に向けた研究開発を促進すること。

2. 積雪寒冷地では燃料油価格等の高騰による影響が大きいことから、生活者や事業者の負担を軽減するため、今後も価格の動向に応じて地域の実情を踏まえた必要な対策を機動的に講じること。

3. 大雪時の支援

- (1) 大雪時においては、応急救助や災害復旧が円滑に進むよう、災害救助に係る被害状況を把握するための写真資料については、緊急を要する場合は添付を不要とするなど、災害対応に係る制度を弾力的に運用すること。
- (2) 大雪時の交通ネットワーク確保に向けた取組を強化すること。
また、大雪時において都市自治体の財政負担が増大しないよう、市町村道除雪費補助の臨時特例措置など適切な追加措置を講じること。
- (3) 大雪により被災した農業者が早期に経営再開できるよう、農業ハウスなど農業施設等の復旧支援を積極的に行うこと。

4. 人口減少・高齢化の顕著な雪寒地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろし体制づくり等を積極的に支援すること。

また、事業者の除排雪に対する支援策を講じること。

さらに、都市自治体が実施する住民への除雪支援（小型除雪機購入費助成等）に対して財政措置を充実すること。

住宅・建築施策に関する提言

地域の実情に応じた良好な居住環境等を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震改修等に係る財政措置を拡充するとともに、旧耐震基準で建設された木造住宅の耐震診断を不要とすること。

また、耐震改修が困難な住宅に対して都市自治体を実施する耐震シェルターの設置等の取組については、財政支援を検討すること。

2. 空き家等対策の推進

- (1) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体に取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

- (2) 緊急安全措置を含む空き家の円滑な除却等に資するため、財政措置を拡充するなど、積極的な支援措置を講じること。

また、ホテルや工場等の大規模な空き建築物の除却・安全対策についても、十分な支援を講じること。

さらに、都市自治体が地域の実情に応じて除去等の判断を行えるよう、事例を集約するなど情報提供に取り組むこと。

- (3) 特定空家等の発生を抑制するため、空き家所有者等に適正管理・利活用等を促す制度を充実すること。

- (4) 相続放棄により管理責任を持つ者が不存在となる空き家等の処分については、都市自治体による財産管理人選任申立に係る予納金の免除や技術的支援など、十分な支援を講じること。

3. 公営住宅等の有効活用へ向け、入居の促進や譲渡など地域の実情に応じて都市自治体が行う取組に対し、積極的な支援を講じること。

4. 住宅・建築物の脱炭素化に当たっては、補助制度の拡充を図るとともに、地域的制約にも対応した技術開発に係る支援をはじめ、温室効果ガスの排出

削減等に資する建築資材の積極的な活用、地域の中小工務店等の施工技術向上や人材育成、国費による十分な財政支援など、必要な措置を講じること。

5. 住宅・建築物アスベスト対策に係る除去工事を促進するため、対象要件を緩和するなど財政措置を拡充すること。

6. すべての人が安全に安心して利用できる施設の整備に向け、建築物関連施設のバリアフリー化が推進されるよう、十分な財政措置を講じること。

7. 住宅新築資金等貸付助成事業については、都市自治体の償還に係る財政負担の実情を踏まえたうえで、必要な財政措置等を講じること。

また、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等の取得を可能とすること。

8. 改正住宅セーフティネット法に係る支援

(1) 改正住宅セーフティネット法の運用に当たっては、居住サポート住宅の認定に係る都市自治体の負担を軽減するため、マニュアル等の作成や相談窓口の設置など十分な支援措置を講じること。

(2) 設置が努力義務化された居住支援協議会については、設置による効果を具体的に示し、その必要性を明確にすること。

また、設置に取り組む都市自治体に対しては、人的及び財政的な支援を行うこと。

運輸・交通施策に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通の維持・存続に向けた支援

(1) ローカル鉄道は、地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うだけでなく、地域の経済活動の基盤となることから、地方の鉄道ネットワークの維持確保のためJRを含めた鉄道事業者の持続的かつ安定的な経営が維持できるよう、運行経費の支援など積極的な対策を講じること。

あわせて、全国的な鉄道ネットワークのあり方について、早期に方向性を示すこと。

(2) ローカル鉄道の再構築は、経済性に偏った議論がなされないよう、地域公共交通としての利便性・持続可能性の確保を基本として、ローカル鉄道に対する地域の声を十分に反映し、国が主体的に関与・調整すること。

あわせて、沿線自治体や交通事業者等が推進する鉄道の利用促進に係る取組などを積極的に支援すること。

また、自然災害による被災路線の早期復旧と代替交通の確保を図るとともに、鉄道事業者において被災を契機に直ちに存廃の議論に結び付けることがないように国として対応を図ること。

(3) 鉄道事業法における鉄道事業廃止の規定については、沿線自治体の意見が反映されるよう、法制度の見直しも含め適切な措置を講じること。

(4) 鉄道輸送の安全性向上に資する設備更新や施設整備等を推進するため、十分な予算を確保するとともに、駅舎改修など対象事業の拡充及び補助率の引上げを図ること。

2. 新幹線の早期全線開業等

(1) 整備新幹線については、沿線都市自治体に過度な負担が生じないよう、整備事業費の地方負担のあり方を見直すとともに、建設財源を安定的に確保したうえで、早期に全線開業すること。

また、事業の推進に当たっては、地元の理解醸成を図るため、環境影響評価及び調査の進捗等について、情報共有を行うこと。

(2) 新幹線の利便性向上のため、運送力強化や乗り換え不便の解消、二次交通の充実等に資する支援を行うこと。

また、新駅の開業効果を高めるため、沿線自治体が行う駅周辺地域の道路等の整備に当たっては、社会資本整備総合交付金の重点的な配分を行うこと。

(3) 整備新幹線の並行在来線の安定的な経営維持と利便性向上のため、財政措置の拡充を含め適切な支援措置を講じること。

(4) 基本計画に定められている路線については、整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。

3. リニア中央新幹線については、早期開業に向け、財政投融資による支援を行うこと。また、新駅の開業効果を高めるため、沿線自治体が行う駅周辺地域の道路の整備や開業に伴い必要となる基盤整備に当たっては、社会資本整備総合交付金の重点的な配分を行うこと。

4. 物流の効率化等の推進

(1) 燃料油価格等が高騰する中、利用料金等への価格転嫁が困難な中小規模の運送業者等に対する支援を講じること。

(2) トラック輸送運転手の人材確保に向け、多様な人材を活用できるよう労働環境の改善に資する取組を推進すること。

(3) 物流の効率化・生産性の向上を図るため、荷主企業等への監視及び指導強化や物流DX・GXの推進に係る取組を「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき着実に実行すること。

5. 公共交通関連施設のバリアフリー化が推進されるよう、財政措置の拡充など、十分な支援を講じること。

6. 都市鉄道等の路線延長、利便性の向上及び関連施設整備を推進し、必要な財政措置を講じること。

7. 鉄道事業法における鉄道運行計画については、その検討段階において沿線自治体の意見が反映されるよう適切な措置を講じること。

8. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等を解消するため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に対して駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けること。

また、道路管理者等へ有償で貸与している自転車等駐車場設置のための鉄道路地については、無償貸与とするなど適切な措置を講じること。

9. 地方空港の機能強化等

(1) 増大する航空需要に対応するため、空港施設の整備など空港機能の強化を図るとともに、新規就航や増便等へ支障を来すことがないように、「航空燃料供給不足に対する行動計画」に基づき航空燃料の安定的供給に向けた取組を着実に推進すること。

あわせて、周辺環境対策等の周辺地域の総合的な整備を推進すること。

(2) 保安検査員の人員不足の解消に向け、業務効率化や処遇改善に向けた支援を行うこと。

10. 地域経済の活性化等を図るため、有料道路割引制度を充実させること。

11. 水上オートバイ等の危険運転を制限・規制し、公有水面の安全利用に係る法整備を行うこと。また、水上オートバイの利用者へのマナー向上に向けた対策を講じること。

12. 地方版図柄入りナンバープレートの地域名表示の導入に当たっては、登録車の台数要件を緩和すること。

13. 大規模自然災害の被災地における鉄道施設等の災害復旧対策、さらには復旧後の鉄道経営の安定化に向け、財政措置を拡充すること。

14. 東日本大震災関係

被災地の復興を加速化させるため、鉄道事業者と連携し、鉄道の利便性向上を図ること。

生活交通の維持に関する提言

生活交通を維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通に対する総合的支援

(1) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保したうえで、要件の緩和や対象路線の拡充など必要な措置を講じること。

特に、バス路線については、みなし運行回数カット措置等の見直しや地域内フィーダー系統補助について自治体毎に設けられている上限額の引上げを図るとともに、必要となる予算を増額確保すること。

(2) バス・タクシー等の地域公共交通は、地域住民の移動手段として重要な役割を担っていることから、その維持・確保及び充実やネットワークの再構築に向けた取組に対し、積極的な支援策を講じること。

(3) 都市自治体が地域交通の維持・確保のために実施している交通施策に対して、財政力指数による差異をなくすなど特別交付税措置を拡充すること。

(4) バス等交通事業者の運転手を確保するため、労働環境の改善や若者をはじめとする人材の確保・育成対策を推進すること。

(5) 地域公共交通の利用促進及び利便性向上のため、交通系 I C カードの普及等を図ること。

また、交通系 I C カードの導入が困難な中小交通事業者における利用者の利便性向上のため、決済基盤の標準化を図るとともに、円滑な導入等を支援すること。

2. 燃料費や物価高騰等の影響を受けている公営を含むバス、タクシー、地域航空会社等の交通事業者に対して、持続的かつ安定的な経営を維持できるよう、今後の動向を注視しつつ支援策を講じること。

3. 都市自治体を実施する免許返納後の高齢者などの交通弱者に対する移動支援に係る財政支援を講じること。

4. 離島航路等の維持に必要な支援

- (1) 島しょ部の生活交通として欠かせない離島航路・航空路を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置等を講じること。
- (2) ジェットフォイルは離島航路存続には必要不可欠な存在であることから、運航会社の建造費に係る負担軽減措置を含めた抜本的対策を講じること。
- (3) 離島バス路線の維持・確保に係る財政措置を拡充すること。

5. 地域公共交通の担い手不足への対応や利便性の向上に向け、自動運転やAIオンデマンド交通など交通DXを推進するための技術的・財政的支援を講じること。

6. 交通空白輸送及び福祉輸送を担う自家用有償旅客運送事業者が持続的な運営ができるよう財政支援を行うこと。

7. タクシー事業の規制緩和については、地域の需要に応じたきめ細かな制度設計が必要であることから、慎重に検討すること。

港湾・海岸に関する提言

港湾・海岸の整備等を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靱化の取組を推進すること。
2. 津波、高潮、高波、海岸侵食等の自然災害から国民の生命・財産を守るため、防波堤及び防潮堤の整備、海岸保全施設等の耐震化など港湾・海岸における防災・減災対策を推進するとともに、必要な予算を確保すること。
3. 港湾施設及び海岸保全施設の老朽化対策については、将来にわたりその機能を発揮できるよう、予防保全型の維持管理を取り入れ、施設の点検、維持管理・更新に必要な予算を継続的かつ十分に確保すること。
4. 港湾の国際競争力を強化するため、大型船舶に対応した港湾施設の整備をはじめ、既存施設の再編・高度化を図ること。
5. クルーズの本格的な回復に向けて、安全で利便性の高いターミナルの整備を図るなど、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。
6. 港湾へのアクセス道路等の物流基盤施設の整備を推進すること。
7. 水素・燃料アンモニア等の輸入や貯蔵等を可能とする受入環境の整備や洋上風力発電の導入のための基地港湾の整備、ブルーカーボン生態系を活用した取組などカーボンニュートラルポートの形成を推進すること。
8. 内航船員の不足や高齢化に対応するため、船員の確保・育成に取り組む事業者に対する支援を拡充すること。

観光振興に関する提言

地域の観光産業振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 観光立国の実現に向け、観光産業の生産性向上・高付加価値化、観光資源の磨き上げなど、都市自治体等が積極的に取り組めるよう支援の充実を図ること。
2. 旅行者に対する受入環境整備等
 - (1) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう、滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。
 - (2) 観光施設等における多言語対応や無料W i - F i等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。
 - (3) インバウンド需要の更なる拡大が期待される中、その需要を確実に取り込むため、空港及び港湾への支援を充実するとともに、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線やクルーズ船の誘致などインバウンド受入環境の整備に対する支援を強化すること。

あわせて、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けて、都市自治体が取り組むマナー啓発等に対し必要な支援を行うこと。
 - (4) デジタル技術を活用したM I C Eの開催に必要な通信環境整備等に対する支援を行うこと。
3. 地域の観光業に関わる事業者の資金繰り等、経営の安定化に向けた支援策を講じること。

また、観光産業は人手不足が顕著となっていることから、人材確保や育成等に係る支援など必要な対策を講じること。
4. 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物、自然景観、歴史まちづくりなど地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

5. 都市自治体のサイクルツーリズムを通じた観光客誘致の取組を支援すること。

農業に関する提言

地方の重要産業である農業の持続的発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 食料安全保障の強化

(1) 食料の安定供給の確保に向け、海外依存度の高い麦・大豆等の生産拡大の推進、持続的な生産基盤の強化、肥料・飼料等の国内生産力拡大、調達先の多様化、備蓄の強化を図るとともに、国産農産物の消費拡大に積極的に取り組むこと。

また、コストを反映した適正な価格形成の実現に向けた理解醸成を図る取組を進めること。

(2) 人口減少や高齢化に伴い、国内市場が縮小する中、輸出促進による生産基盤の維持・強化や農業者の収益性向上を図るため、生産者・事業者が輸出や海外展開に取り組むことができるよう、海外の需要や規制に対応した施設整備やサプライチェーンの構築など必要な環境整備を積極的に推進すること。

2. 経営所得安定対策等の充実強化

(1) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度の拡充や運用改善、必要な予算の確保を図ること。

(2) 米政策改革の推進に当たっては、米の需給及び価格の安定が図られるよう、米価下落等に対するセーフティネットの充実を図ること。

また、主食用米の需要拡大と米粉用米や飼料用米等の生産・利用拡大について効果的な対策を実施し、農業者が安心して生産に取り組むことができるようにすること。

(3) 水田活用の直接支払交付金については、農業経営に支障が生じることのないよう、支援施策の充実を図り、必要な予算を確保すること。

また、畑地化促進事業については、継続的な制度とするとともに、活用を希望するすべての農業者が事業実施できるよう十分な予算を確保すること。

なお、見直しが行われた同交付金の運用に当たっては、将来にわたり安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、5年を超える間隔で輪作体系を組んでいる農業者に十分配慮するなど、現場の課題を踏まえた適切な措置を講じること。

- (4) 収入保険制度については、一層の周知・啓発を図るとともに加入要件の見直し等、農業者が加入しやすい制度とすること。
- (5) 農作業の省力化や低コスト化による生産性向上へ向け、スマート農業技術の開発や活用を推進すること。

3. 肥料・飼料・燃料をはじめとする生産資材等の価格が高止まりする中、生産者の経営安定が図れるよう、今後も状況の推移を見つつ、これら価格高騰対策を継続・拡充すること。

4. 農地法制の見直しに伴う農地の確保と主体的なまちづくりの両立

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律の改正により、農用地域の変更に係る国の関与の強化などが講じられることとなるが、農地の総量を確保したとしても、優良農地でさえ担い手の確保が困難な状況であることから、多様な農業人材の育成・確保に早急に取り組むこと。
- (2) 国と都道府県の面積目標の設定に当たっては、明らかに耕作条件が悪く営農が困難な農地を農用地域に編入せざるを得ない場合や、既に優良農地は農用地域に指定されており、新たな編入は困難である場合などもあることから、地域の実情に即し、現実を踏まえたものとする。

また、都道府県の独自事由として考慮される開発予定による除外については、土地利用調整が整っている場合のみならず、幅広く地域の実情を反映できるようにすること。

- (3) 農用地域からの除外に係る要件を厳格化する措置については、現在、地域未来投資促進法の特例を活用した取組など、産業立地の際の土地利用転換の迅速化が進められている中であって、工業団地整備や立地企業の用地拡張、公共施設の再編など地域において進捗している取組を過度に阻害し、現場に混乱が生じることのないよう十分配慮すること。
- (4) 都道府県面積目標を下回っている場合においても、地方創生の実現に資する農業地域の振興と総合的な土地利用を図る観点から、地域の実情に応

じた取組を実施できるようにすること。

- (5) 農用地区域からの除外に際しての代替措置については、除外する農地と同等規模の農地を確保することが条件となれば、協議は困難を極め、現実的には対応できないことから、農用地区域の面積要件だけで判断するのではなく、食料安全保障や農業の健全な発展の観点から、農業の生産性の向上を図るための取組などについても代替措置として位置付けるなど、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう十分留意すること。

あわせて、申請年度や申請順により偏りが生じることのないようにすること。

5. 担い手対策等の推進

- (1) 改正農業経営基盤強化促進法により、目標地図を含む地域計画の策定などに伴う新たな事務や経費の増加が見込まれるため、地域の関係者に混乱が生じないよう、引き続き、国の責任において丁寧な説明を通して周知を徹底し、役割分担を明確にするとともに、人的・財政的支援等の必要な措置を講じること。

また、地域計画の変更手続きが円滑な農地バンクによる農地の賃貸借等を阻害することのないよう、柔軟な運用を図ること。

さらに、地域計画の実現に向けた取組を推進するため、農業委員会サポートシステムの機能を拡充すること。

- (2) 認定農業者、経営継承者や集落営農組織等を育成・確保するためのサポート体制や研修の充実、農業経営基盤強化資金等の支援措置の拡充、河川区域での占用許可の新規参入者等への地位継承の緩和など担い手対策を推進すること。
- (3) 新規就農者育成総合対策については、交付要件の緩和など支援策の拡充を図るとともに、認定新規就農者等に安定的かつ継続的な支援ができるよう十分な予算を確保すること。
- (4) 規模拡大や省力化に向けた農業用機械・施設等の導入、整備、更新及び長寿命化に係る財政措置を拡充すること。

6. 貿易交渉に係る適切な対応

- (1) CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定及び日英EPA等の発効に

伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、体質強化や経営安定、輸出拡大等について万全の対策を講じること。

また、同大綱に基づく施策に係る財源については、既存の農林水産予算に支障を来さないよう確保すること。

- (2) 米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目について、引き続き再生産が可能となるよう必要な国境措置を確保するとともに、国内農林水産業の将来にわたる持続的発展、国際競争力の強化等に万全の措置を講じること。

7. 農業農村整備事業等の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、当初予算において必要額を確保すること。
- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策等を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (3) 近年の激甚化・頻発化する豪雨災害にかんがみ、防災重点農業用ため池や田んぼダム等の整備、管理及び保全に関して十分な財政措置を講じること。

8. 農山村の活性化

- (1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう、拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。

また、中山間地域等直接支払交付金の加算措置については、都市自治体が計画している事業実施に支障をきたすことがないよう必要な予算を確保すること。

- (2) 令和6年度までとされている山村振興法及び棚田地域振興法については、法期限を延長すること。

あわせて、中山間地域や棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域等、農山村の振興・活性化のための支援措置を拡充すること。

また、世界農業遺産に認定されている地域の保全・継承に向けた支援措置を講じること。

- (3) 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化に係る財政措置を拡充すること。

9. 鳥獣被害対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。

また、鳥獣被害対策については、地域の実態に即した取組への支援や被害を受けた農業施設復旧、防護柵の更新、ICTを活用した取組等が効果的に推進できるよう十分な予算措置を講じること。

- (2) 有害捕獲に係る捕獲活動経費及び捕獲機材の導入経費に対する補助の上限単価の引上げや捕獲確認の簡素化等を図るとともに、捕獲等に必要な技術研修等への支援措置を拡充すること。

- (3) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利用拡大に係る施策を推進すること。

- (4) 有害鳥獣対策については各地で対応に苦慮しており人身被害も急増していることから、市街地及び人里へ出没したクマ類等の捕獲に当たっては、捕獲従事者の安全を図り、現場の状況に応じた適切な方法で確実かつ迅速に捕獲できるよう、緊急時における鳥獣保護管理法第38条に係る銃器の取扱いを見直すとともに、必要な機材や人材の配置及び指揮系統の構築等の体制整備を図ること。

- ## 10. 病虫害のまん延防止のための、総合的な防除対策を強化するとともに、病虫害に強く収益性に優れた品種開発に取り組むこと。

11. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

- (1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進するとともに、需要の維持・創出に向けた消費喚起策を長期的に講じること。

また、飼料の価格高騰対策を継続・拡充するとともに、配合飼料価格安定制度については、実態に見合った見直しを検討すること。

加えて、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

- (2) 生産コストの削減などにより、収益力や生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。
- (3) 産業動物獣医師の確保及び人材育成に向けた積極的な支援を行うこと。

12. 家畜伝染病対策の充実強化等

- (1) 海外からの家畜伝染病については、国内侵入を防止するため、検疫体制の強化など、水際対策を一層強化・徹底すること。
- (2) 都道府県が行う高病原性鳥インフルエンザやCSF（豚熱）等の防疫措置に協力する都市自治体の人件費については、十分な財政支援を講じること。

また、事業者自らも作業員の確保に努めるなど、防疫作業に積極的に協力するよう指導すること。

- (3) 家畜伝染病の発生により、影響を受けた畜産事業者に対して十分な財政措置を講じること。
- (4) CSFの終息に向け、野生イノシシによるCSF感染拡大防止を図るための防疫措置など、総合的なCSF対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、防疫措置等の明確な解除基準を設定するとともに早期解除に向けた取組を推進すること。

13. 主要農作物種子については、これまでの体制を生かした優良種子の生産・普及が引き続き可能となるよう十分な財政措置を講じること。

14. 大規模自然災害の被災地における農業者が早期に営農を再開できるよう、災害復旧事業を柔軟かつ弾力的に運用するとともに、改良復旧事業について更なる推進を図ること。

また、局地的な災害に対する農林漁業施設の復旧に係る必要な措置を講じること。

林業に関する提言

森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的で健全な発展のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林経営管理制度が円滑に推進されるよう、国の責任において、林業経営者に対して周知を図るとともに、都市自治体の事業実施体制の強化・整備に向けて、万全の措置を講じること。
2. 林業の担い手の確保・育成及び労働安全対策を推進するとともに、都市自治体や林業経営者が行う主伐・再造林等の取組に対する支援を充実すること。
また、林業の経営安定化に係る財政措置を拡充すること。
3. 計画的な森林施業や私有林等の整備、林道・作業道の維持管理等、森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。
4. 国産材の利用拡大を推進するため、CLTの普及、住宅木材利用促進及び公共施設をはじめとした建築物等の木造化・木質化などに係る支援措置を拡充すること。
また、多様化する木材需要に対応するため、流通販路の拡大に資する施策を推進すること。
5. 森林保全・災害防止の推進
 - (1) 森林の保全や災害防止に当たっては、荒廃山地の復旧整備や予防治山対策、海岸防災林の整備など、総合的な治山事業を効率的かつ効果的に実施するとともに、財政措置を拡充すること。
 - (2) 台風等による重要インフラや民家等への倒木被害を未然に防止するため、危険樹木の除去に係る財政措置を講じるなど、必要な対策を講じること。
 - (3) 未利用間伐材の搬出に係る財政措置を拡充すること。
6. 国産広葉樹を持続可能かつ安定的に活用できる仕組みを構築するため、広葉樹林の整備・保全や利活用に係る支援を拡充すること。

7. 病虫害等防除及び森林における鳥獣被害対策を推進するとともに、財政措置を拡充すること。
8. 花粉の少ない森林に転換するため、花粉発生源対策を推進すること。
9. 造林用苗木の需要量の増加に対応した安定的かつ柔軟な供給体制を整備するとともに、苗木生産者の育成及び生産技術向上のための支援を充実すること。
10. 再生可能エネルギー由来の発電設備に係る林地開発については、関係省庁が引き続き共同で発電設備の適正な導入及び管理のあり方や更なる対応強化に向けた検討を行うこと。

特に、森林法については、「伐採及び伐採後の造林の届出等」の制度が開発行為の規制を目的とした制度ではないことから、本制度を利用し許可を逃れる脱法的な開発行為が行われることがないよう、都道府県知事の開発行為の許可に関する規定の強化について早急に検討すること。

あわせて、現行制度下における脱法行為防止に向けて、一層の啓発に努めるとともに、許可基準等の適正な運用を促すこと。

水産業に関する提言

水産業の成長産業化と水産資源の保全・管理を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水産政策の着実な推進

- (1) 水産資源管理制度の運用に当たっては、漁業者等関係者の理解と協力を得たうえで、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画により推進すること。
- (2) 水産資源管理に伴い厳しい経営を強いられている漁業者が安定して経営を継続できるよう、漁業収入安定対策事業等、経営安定対策を一層推進すること。
- (3) 諸外国の日本産水産物などの輸入規制に関し、引き続き国の責任において国際社会に向け科学的根拠に基づいた説明を行うなど輸出再開に向けた取組を強化するとともに、影響を受けた漁業者の救済に万全の措置を講じること。

また、国内水産物の消費拡大に向けた取組や海外も含めた新規の販路開拓への支援を講じること。

- (4) 関係諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び国際的な資源管理の一層の推進を図ること。
- (5) 我が国周辺の排他的経済水域内における違法操業に対する漁業取締体制を一層強化するとともに、密漁の発生防止に向けて万全の対策を講じること。

2. 活力ある漁業・漁村づくりの推進

- (1) 漁業の担い手を確保し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立できるよう、漁船取得や独立自営への支援等、新規就業者の確保・育成対策を継続・拡充するとともに、水産基盤整備等に必要な財政措置を講じること。

また、地域の活性化を図る取組である海業を推進するため、十分な予算を確保すること。

- (2) 燃料、飼料、漁業資材の価格高騰等により経営に大きな影響を受けている漁業者への漁業経営セーフティネットの拡充等、経営安定化対策を継

続・強化するとともに、水産物や水産加工品の適正な価格形成に向けた国民理解の醸成を図ること。

3. 養殖漁業の経営安定化を図るため、ぎょさい制度等の充実強化を図ること。
また、養殖水産物の消費拡大に向け、販売活動やブランド化など支援の充実を図ること。
4. 高度衛生管理への対応及び長寿命化・防災減災事業を推進するため、水産基盤整備等への財政措置を拡充すること。
5. 食の安全・安心を守るため、海外からの水産物感染症等の侵入を水際で防止する防疫対策をより一層徹底すること。
6. 離島地域における漁場の生産力の向上を図るため、離島漁業再生支援等交付金を拡充すること。
7. 海洋環境の変化に伴う、赤潮や磯焼け、貝毒等の影響を受けた漁業者に対して、経営継続に向けた万全の支援措置を講じるとともに、発生原因の早期究明に向けた調査・研究への取組を強化すること。
また、藻場や干潟の回復や漁港内の土砂浚渫に対する支援措置の充実を図ること。
8. 大規模自然災害の被災地における水産物供給機能を早期に回復するため、被災した漁港施設、共同利用施設などの復旧・復興対策に十分な財政措置を講じること。

地域経済に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 物価高騰等により深刻な影響を受けた地域経済の回復及び活力ある地域の創造に向け、十分な地方財源を確保し、都市自治体において地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、積極的に支援すること。
2. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し、地域経済の活性化を図るため、都市自治体が実施する産業団地開発やサテライトオフィスの整備・運営に係る財政措置の拡充など、企業誘致に係る支援を充実すること。
3. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
 - (1) 産業立地の際の土地利用転換の迅速化を図るため、地域未来投資促進法における土地利用調整の配慮については、「地域経済牽引事業計画」の承認手続に要する期間の短縮化を促すとともに、対象施設を拡大すること。
あわせて、農村産業法に定める農村地域の拡大についても検討すること。
 - (2) 中小企業・小規模事業者の経営基盤を強化するため、設備投資に係る支援措置を拡充するとともに、適正な価格転嫁を実施できるよう環境整備を行うこと。
 - (3) 後継者不足や経営者の高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において円滑に事業承継が進むよう、マッチング支援や税制の見直しなど、引き続き総合的な事業承継対策を講じること。
 - (4) 伝統的工芸品産業の振興に向け、後継者育成、需要開拓等に係る支援措置を拡充すること。
 - (5) 意欲のある若者や女性等の創業を促進するための支援制度の充実を図ること。
 - (6) 地域産業を担う人材の育成や、企業の人材確保等のため、リスクリング、リカレント教育等、人材の育成・確保に対する支援の充実強化を図ること。
 - (7) インボイス制度の定着に向け、事業者の取組等を継続的にフォローアッ

プし、一層の事務負担の軽減や取引環境の改善など必要な措置を講じること。

(8) アーケード等の商店街共同施設の適正な管理や撤去等に係る財政支援を講じること。

4. 半導体の安定的な供給を確保するため、国内生産能力の強化に向けた環境整備を推進するなど、サプライチェーンの強靱化を図ること。

5. データセンターの地方拠点整備に係る支援を充実すること。

6. 著しい人口減少や高齢化の進展、物価高騰等の影響など、離島を取り巻く環境は一段と厳しさを増していることから、生活物資に係る輸送支援を拡充するなど、離島住民の負担軽減に資する支援策を充実すること。

7. 令和6年度までとされている半島振興法については、法期限を延長し、引き続き産業振興施策や交通網整備を推進すること。

あわせて、今般の能登半島地震を踏まえ、半島地域における防災に資するインフラの整備を一層推進すること。

8. 競輪・オートレースの場外車券発売施設の設置許可については、地元自治体の同意を条件とするよう、「自転車競技法」及び「小型自動車競走法」を改正すること。

9. 地方消費者行政に係る支援

(1) 地方消費者行政強化交付金の財源を確保するとともに、消費生活相談員確保のため、推進事業における時限措置を廃止すること。

(2) 社会のデジタル化の進展等により消費生活相談が複雑化・高度化する中、今後更なる消費生活相談員の負担の増大が見込まれることから、専門知識を有する人材の派遣など積極的な支援策を講じること。

10. 大規模自然災害により被災した企業の事業継続に向けた支援を充実すること。

11. 東日本大震災関係

東日本大震災事業者再生支援機構等により震災前債務の買取支援を受けた事業者については、業績回復の遅れなどにより、その一定数が厳しい経営状況に置かれていることから、同機構等に一括返済して債権を買い戻す期限の延長や買い戻し時に必要となる資金調達への支援等について、個々の事業者の実情に応じて柔軟に対応すること。

12. 物価高騰等を踏まえた事業者支援の充実強化

(1) 地域の事業者は長期化する物価高騰等の影響により厳しい経営を強いられている一方、事業の再構築やDX・GXの推進、深刻化する人手不足への対応など、様々な課題にも直面していることから、各種支援策を充実強化すること。

あわせて、疲弊した地域経済の回復に向け、今後も事業者に寄り添った息の長い支援をすること。

(2) コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進む中で、経営改善に取り組む事業者に対し、必要な資金繰り支援を行うこと。

(3) 金融機関・支援機関等において、支援が必要な事業者を早期に特定し、再生支援等を行う仕組みを構築すること。

また、都市自治体において、中小企業等の経営課題解決のため、地域金融機関等と連携して実施する経営支援業務に対し、財政支援を講じること。

エネルギー施策に関する提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

なお、施策の立案や見直し等に当たっては、都市自治体の意見を反映するとともに、国民の理解や合意を得るよう十分に留意されたい。

1. エネルギー価格高騰対策及び安定供給の確保等

- (1) 電力、ガス、燃料油などのエネルギー価格の高騰による影響が長期化する中、生活者や事業者の負担を軽減するため、今後の経済状況等も踏まえ、必要な対策を機動的に講じること。
- (2) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源の整備に係る支援、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。
- (3) エネルギー供給リスクの分散、バックアップ機能の強化のため、広域天然ガスパイプライン、液化天然ガス（LNG）の受入基地等のエネルギーインフラの整備や広域的な燃料供給体制の構築に当たっては、国が主導的な役割を果たし、地理的バランスを確保しつつ、積極的に推進すること。

2. 電源立地対策の推進

- (1) 電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分を法律に基づく恒久的な制度にするとともに、最低保証額の引上げなど、交付条件の改善や事務手続の簡素化を図ること。
- (2) 原子力災害対策重点区域内のすべての地域を原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金等の交付対象とすること。

3. 亜炭鉱廃坑の範囲等を特定する調査やハザードマップの作成、陥没防止工事など、亜炭鉱廃坑対策の推進に係る財政措置を継続して講じること。

また、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、専門家の派遣や先進事例の情報提供など、技術的支援を行うこと。

脱炭素社会の実現に関する提言

地域における脱炭素社会の実現に向け、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

なお、脱炭素化の推進に当たっては、気候変動問題に関する知見や対策等を分かりやすく発信し、すべての主体の意識変革や行動変容を促進するよう十分に留意されたい。

1. 地域の脱炭素化に向けた取組の推進

(1) 特定の主体が過度の責任や負担を抱えることなく、すべての関係主体が責任や負担を分かち合い、それぞれの実情に応じて自主的・主体的に脱炭素社会の実現に取り組むことができる仕組みを構築すること。

(2) 地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係主体の取組を促進するとともに、広域的なまとまりの中で関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められる仕組みを構築すること。

また、地方公共団体実行計画の策定・改定や地域脱炭素化促進事業等に取り組む都市自治体が円滑に進めることができるよう、必要に応じて、国の地方支分部局や都道府県による支援を確実に実施すること。

(3) 脱炭素地域づくりに取り組むすべての地域や主体の多様な取組を支援するため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付対象、申請上限額、事業期間を大幅に拡充するとともに、所要額を確保すること。

また、それぞれの実情に応じた柔軟な活用ができるよう、より一層の運用改善を図ること。

(4) 地域脱炭素の推進に係る計画策定や庁舎等への太陽光発電設備の設置、電動車の導入など、都市自治体が自ら実施する脱炭素化の取組が一層推進されるよう、財政措置を拡充するなど積極的な支援を講じること。

特に、令和7年度までとされている脱炭素化推進事業債の事業期間を延長すること。

(5) 都市自治体のマンパワーや地域の脱炭素化において中核的な役割を担う人材が不足していることから、都市自治体のニーズに応じた専門家の派遣等にワンストップで常時対応する体制の構築、研修の充実など、地域人材

の育成・確保に係る支援措置を継続・拡充すること。

- (6) 都市自治体が地域の現状把握や脱炭素化に関する計画、施策等のP D C A サイクルを効率的かつ効果的に回すことができるよう、必要な統計データや知見、ノウハウ等をワンストップで常時提供する情報基盤を整備すること。

また、再生可能エネルギー情報提供システム（R E P O S）の再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップに自治体のハザードマップ等の情報を反映すること。

- (7) 都市自治体が域内の温室効果ガス排出量をより精緻に推計するため、域内の電力・ガスの使用に関するデータを小売事業者ごとに公表するなど、必要な情報の提供を行うこと。

- (8) 国民や事業者等の自主的な脱炭素化の取組が促進されるよう支援措置を拡充すること。

- (9) 国が強力なイニシアティブを発揮し、太陽光発電や蓄電池の次世代技術開発、水素の利用、電動車関連技術の強化、カーボンリサイクル技術の確立など、脱炭素化に向けたイノベーションの創出と社会実装を推進すること。

また、強靱な国内サプライチェーンの構築に向けて支援を強化すること。

- (10) 電動車の普及を促進するため、充電インフラや水素ステーションの整備等に係る財政措置を拡充すること。

また、申請手続きの簡素化など運用改善を図ること。

- (11) バイオマスエネルギーの利用を促進するため、国産バイオマスを利用した発電に優遇措置を講じるなど、支援を拡充すること。

2. 地域と共生・調和した再生可能エネルギーの導入・拡大

- (1) 再生可能エネルギーの導入・拡大の促進に当たっては、環境や景観の保全、系統制約の克服等の課題への適切な対応、地域の脱炭素化と雇用・産業の創出や災害対応力の強化といった地域課題の解決の同時達成など、関係主体が地域との共生・調和を図りながら、各地域の特性や実情に応じて取り組むことができるよう必要な措置を講じること。

特に、地域との共生・調和を推進するため、以下の措置を講じること。

- 1) 急傾斜地における太陽光発電設備の技術基準を定め、規模に応じた雨

水・土砂流出防止対策を義務付けること。

2) 50kW以上 1,000kW未満の太陽光発電事業に係る「地域活用要件」の創設など、大規模な事業への地元企業の参画を促すこと。

3) 再生可能エネルギー発電設備下の草刈りなど、事業者による環境保全措置を義務付けること。

4) 小水力発電施設の設置に対する支援措置を拡充すること。

(2) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等を整備し、適切に運用すること。

特に、営農型太陽光発電事業の不適切事案については、改正農地法により厳格な措置を講じることとされているが、その施行状況等を検証し、必要に応じた措置を講じること。

(3) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるよう、リユース・リサイクルや適正処理に関する制度、発電事業の終了時等に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実施すること。

特に、太陽光発電設備の廃棄が円滑に進むよう、以下の措置を講じること。

1) 廃棄等費用を太陽光パネル製品価格に上乗せするなど、義務的リサイクル制度を創設すること。

2) 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の積立て時期をFIT・FIP交付期間の開始時からに変更するなど、確実に積立てが実施されるよう制度を見直すこと。

3. 国の主体的な関与の下、電力系統の増強を迅速かつ確実に推進するとともに、実効性のある系統運用の改善を遅滞なく行うこと。

また、電力需要の調整に寄与する蓄電池の設置を促進すること。

4. 地域新電力が再生可能エネルギー電気の調達に係る市場価格の変動リスクに対応し、安定的な事業運営を行うことができるよう必要な措置を講じること。

廃棄物・リサイクル対策の推進に関する提言

廃棄物・リサイクル対策を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等の推進

(1) 循環型社会形成推進交付金については、交付申請額が満額交付されるよう所要額を確実に確保するとともに、交付率の引上げや対象事業の拡大、要件の緩和など、財政措置を拡充すること。

特に、施設の新設はもとより、基幹的改良や修繕等に係る支援措置を充実すること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費については、し尿処理施設等すべての廃棄物処理施設を循環型社会形成推進交付金の交付対象とするとともに、解体のみの場合や広域化・集約化に伴い新施設以上に解体施設がある場合等も交付対象とするなど、財政措置を拡充すること。

(3) 廃棄物混じり土の不法投棄に対して、迅速かつ円滑な対応を可能とするため、処理に係る取扱い基準を明確に示すなど、必要な措置を講じること。

2. 廃棄物処理施設整備計画の具現化に当たっては、以下の措置を講じること。

(1) 廃棄物処理体制の広域化・集約化を施設整備に係る財政支援の要件とする検討を行う場合には、中山間地域等の広大な面積を持つ都市自治体など、実施が困難な地域もあることから、都市自治体による施設整備に支障が生じることがないよう地域の実情に十分配慮すること。

(2) リチウムイオン蓄電池等のライフスタイルの変化等に伴い発生する新たな製品への対応に係る大規模な施設整備には多大な経費が必要となることから、製造事業者が廃棄・リサイクルに配慮した製品設計に取り組みやすい環境を整備すること。

(3) CCUS等の新技術の導入に当たっては、費用や用地の確保はもとより、地域における合意形成など、多くの課題解決が必要となることから、施設整備に係る財政支援の要件化による混乱が生じないよう十分配慮すること。

3. 循環型社会の形成推進

(1) リサイクルを更に推進するため、「川上から川下まで」トータルで取り組む必要があるとの認識に立ち、特定の主体が全責任を負うことなく、各主体が応分に責任を負担しつつ協働していく制度を構築すること。

その際、市町村にとって財源と人材に裏打ちされた制度とすること。

(2) リサイクルできない品目だけをリストアップし、それ以外の品目すべてをリサイクルすることとするなど、「簡素で分かりやすい」システムを検討し、持続可能な制度を構築すること。

(3) リサイクル率向上に配慮した再生利用が容易な製品設計を製造事業者に義務付けるとともに、リサイクル費用について、前払い方式や製品価格への上乗せを実施すること。

4. 持続可能なプラスチック資源循環の推進

(1) プラスチック資源の分別収集及びリサイクルに係る費用について、事業者に変更する負担を義務付けるとともに、都市自治体の負担分については十分な財政措置を講じること。

(2) 分別回収品目の追加や資源回収量の大幅な増加等により、分別回収体制の変更や住民への周知、回収・リサイクル設備の効率性向上及び処理能力の確保、中継施設の整備・運営等が新たに必要になるため、財政措置をはじめ、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うこと。

(3) 住民の協力による適正な分別排出が促進されるよう必要な措置を講じるとともに、事業者による自主回収の拡大、民間リサイクル事業者の技術開発・インフラ整備に係る支援、再生素材の利用促進等に責任を持って取り組むこと。

(4) 事業者がプラスチック資源循環に資する環境配慮設計やリユース容器・製品の利用、過剰な使用の削減、代替素材への転換等に取り組める環境を整備すること。

(5) すべての関係者がリサイクルの効果や費用等の情報を正しく理解できるよう、リサイクル形態ごとの費用、天然資源投入量、温室効果ガス発生量、最終処分量などを国が調査・分析し、その評価を含め公表すること。

5. 家電リサイクル制度の見直し

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。
- (2) 不法投棄された廃家電製品の撤去運搬・リサイクル費用等については、国費による財政支援制度を創設するなど、広く関係者が負担を分かち合う仕組みを充実すること。
- (3) 義務外品の回収について、今後の販売方法・購買行動の多様化等に見合った、小売業者の引取義務が徹底して果たされる仕組みを構築すること。
- (4) 「家電リサイクル法」で定められた対象品目要件を緩和し、電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーター、冷媒ガス類等を使用した除湿器など、市町村によるリサイクル等が困難な製品を対象品目に追加すること。

6. 容器包装リサイクル制度の見直し等

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任を強化・明確化するとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。
特に、都市自治体の収集運搬・選別保管等に係る負担を軽減すること。
- (2) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制・再利用に資する取組を推進すること。

7. 食品循環資源については、再生利用等の一層の促進を図ること。

8. 旅行客等が排出するごみの回収等に係る経費について、地方交付税の算定において入込客数を反映するなど、財政措置を講じること。

9. 海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）対策に係る財政措置を充実すること。

また、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ等の実態把握及び発生抑制対策を推進すること。

さらに、外国由来の海洋ごみに対応するため、関係国間における連携・協力を強化すること。

10. リチウムイオン電池等については、製造・販売事業者による自主回収の拡大や発熱・発火等の危険性に関する周知・啓発の徹底、容易に取り外しがで

きる設計や製品への表示の義務付けなど、適正処理を推進するための環境を整備すること。

11. 低濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物について、処理期間内で確実に処理を完了できるよう処理体制を充実するとともに、処理費用等に対する財政措置を講じること。

12. 産業廃棄物処理施設の設置について、地域住民への事前説明や地元自治体の同意を条件とするよう制度を改正すること。

13. 災害廃棄物処理対策について、仮置場の復旧に係る費用についても支援するなど、十分な財政措置を講じること。

また、仮置場用地の確保や広域処理の推進など、万全な災害廃棄物処理体制の構築に向けた支援を強化すること。

14. 東日本大震災関係

災害廃棄物を受け入れた最終処分場周辺のモニタリングに係る財政措置を講じること。

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における安全で快適な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 浄化槽、コミュニティ・プラントの整備等に係る支援

- (1) 浄化槽の老朽化にともなう整備・更新等に係る財政措置を拡充すること。
- (2) コミュニティ・プラントの老朽化にともなう基幹的設備改良に係る財政措置を講じること。

2. PM2.5（微小粒子状物質）については、現象解明の精緻化や越境汚染対策の継続・強化など、総合的かつ広域的な対策を講じること。

3. 新幹線鉄道の沿線住民の良好な生活環境を保全するため、騒音・振動を低減するよう必要な措置を講じること。

4. 未定着または局地的に分布する外来生物のまん延や生態系等に係る被害を防止するため、国において対策を強化すること。

また、地方公共団体が実施する外来生物の防除については、財政措置等の支援を拡充すること。

5. 地熱発電の開発に係る温泉の掘削等が温泉資源の持続可能な利用に影響を及ぼすおそれがあることから、地熱発電と温泉利用が共生できるよう、温泉資源の保護に係る法改正を含めた必要な措置を講じること。

6. 有害鳥獣対策については各地で対応に苦慮しており人身被害も急増していることから、市街地及び人里へ出没したクマ類等の捕獲に当たっては、捕獲従事者の安全を図り、現場の状況に応じた適切な方法で確実かつ迅速に捕獲できるよう、緊急時における鳥獣保護管理法第 38 条に係る銃器の取扱いを見直すとともに、必要な機材や人材の配置及び指揮系統の構築等の体制整備を図ること。

鳥獣保護管理法の見直しに当たっては、以下の事項について特段の措置を

講じること。

- (1) 従前の取組状況も踏まえ、警察官職務執行法や銃刀法等の関係法令や関係省庁との役割分担についての調整を十分に行い、現場において混乱が生じることなく、都市自治体及び従事者が安心して鳥獣被害対策を実施できるよう、ガイドライン等において明確かつ詳細に示すとともに、解釈にばらつきが生じないように丁寧な周知・説明すること。
- (2) 都市自治体のみならず、連携が必要となる関係機関に対しても国の責任において十分に周知すること。また、銃猟の実施や捕獲従事者の社会的重要性について周知徹底に努め、クマ類等の捕獲に対する国民の理解増進を図ること。
- (3) 都道府県によってはクマ類等の捕獲を制限している場合もあることから、改正法との整合を図るとともにクマ類等の保護管理対策への支援を進めること。
- (4) 鳥獣被害対策における市町村の果たすべき役割が大きくなっていることも踏まえ、国において確実かつ十分な財政措置を講じること。
- (5) 捕獲の担い手不足は全国的に顕在化していることから、国主体の研修会等の技術的支援や捕獲者の待遇充実に向けた支援を行うなど、対応可能な人材育成・確保について、国においても積極的に取り組むこと。

7. 高齢化の進展や独居老人の増加に伴い「ごみ屋敷」問題が顕在化・深刻化し、一部の自治体においては条例の制定等によって対応しているところであるが、根本的な問題解決に向けては、「ごみ屋敷」状態の解消のみならず、福祉的な支援など居住者の抱える複合的な課題を解消することが必要不可欠であるため、都市自治体の裁量に委ねるのではなく、国において早急に対応を検討すること。

8. 有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）については、科学的知見の集積を行い、健康影響や農畜産物等への影響を明らかにするとともに、その対策等を早急に示すこと。

また、健康被害等の発生が懸念される場合には、必要な方策を早期に示すとともに、都市自治体が行う取組に対して財政支援措置を講じること。

9. 山岳地域の環境整備等の活動を継続していくため、山小屋に対する支援を行うこと。

特に、山岳環境保全対策支援事業による山岳地帯の環境配慮型トイレへの支援については、整備費のみならず維持管理費も対象とするなど、財政措置を拡充すること。

また、環境配慮型トイレのコスト低減に資する技術の情報提供を行うとともに、山小屋トイレの利用実態調査を継続的に実施すること。

10. 石綿（アスベスト）に係る解析調査や診断に係る支援を継続し、健康管理制度を恒久化すること。

また、石綿健康診断については、健康管理手帳の対象とならない一般環境経路による石綿ばく露歴のある者を対象とすること。